

令和6年 2月13日開会

令和6年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和6年3月定例会議議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和6年度宮古市一般会計予算
議案第2号	令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第3号	令和6年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第4号	令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和6年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第6号	令和6年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第7号	令和6年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第8号	令和6年度宮古市山口財産区特別会計予算
議案第9号	令和6年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第10号	令和6年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第11号	令和6年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第12号	令和6年度宮古市水道事業会計予算

議案第13号	令和6年度宮古市下水道事業会計予算
議案第14号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第13号）
議案第15号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第14号）
議案第16号	令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
議案第17号	令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）
議案第18号	令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第19号	令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和5年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和5年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第23号	宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第24号	宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第25号	宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
議案第26号	宮古市へき地保育所条例及び宮古市児童館条例の一部を改正する条例
議案第27号	宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第28号	宮古市国民健康保険川井診療所条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
議案第30号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第31号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第32号	宮古市漁港管理条例及び宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
議案第33号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第34号	宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号	宮古市水道事業給水条例及び宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第36号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第39号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第41号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第43号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第44号	公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第45号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第46号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第47号	市道路線の認定について



議案第14号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,881,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計		一般会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補正額	計	
19	繰入金		3,412,938	7,000	3,419,938	
		1 基金繰入金	3,412,938	7,000	3,419,938	
補正されなかった款項にかかる額			34,461,405		34,461,405	
** 歳入合計 **			37,874,343	7,000	37,881,343	

### 2 歳出

会 計		一般会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補正額	計	
2	総務費		7,390,624	7,000	7,397,624	
		1 総務管理費	6,568,541	7,000	6,575,541	
補正されなかった款項にかかる額			30,483,719		30,483,719	
** 歳出合計 **			37,874,343	7,000	37,881,343	



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補正額	計
		1 財政調整基金繰入金	1,317,842	7,000	1,324,842
		** 計 **	3,412,938	7,000	3,419,938

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,561,559	7,000	1,568,559				
		** 計 **	6,568,541	7,000	6,575,541				

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	7,000	財政調整基金繰入金 7,000

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明	
	区	分		金額
7,000	25	寄附金	7,000	災害見舞金 7,000
7,000				



議案第15号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,299,741千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,581,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款	項			
1 市税		5,515,359	176,000	5,691,359
	1 市民税	2,190,966	88,000	2,278,966
	2 固定資産税	2,794,549	55,000	2,849,549
	4 市たばこ税	352,777	33,000	385,777
14 使用料及び手数料		417,929	1,734	419,663
	1 使用料	382,533	1,734	384,267
15 国庫支出金		6,071,896	170,484	5,901,412
	1 国庫負担金	2,973,254	126,587	2,846,667
	2 国庫補助金	3,090,406	43,897	3,046,509
16 県支出金		2,246,174	106,948	2,139,226
	1 県負担金	1,242,341	851	1,243,192
	2 県補助金	788,604	85,750	702,854
	3 委託金	215,229	22,049	193,180
17 財産収入		75,055	2,672	77,727
	1 財産運用収入	67,426	2,672	70,098
18 寄附金		1,993,729	888,771	1,104,958
	1 寄附金	1,993,729	888,771	1,104,958
19 繰入金		3,419,938	275,727	3,144,211
	1 基金繰入金	3,419,938	275,727	3,144,211
21 諸収入		566,575	6,617	559,958
	4 雑入	204,440	6,617	197,823
22 市債		2,831,800	31,600	2,800,200
	1 市債	2,831,800	31,600	2,800,200
補正されなかった款項にかかる額		14,742,888		14,742,888
** 歳入合計 **		37,881,343	1,299,741	36,581,602

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款	項			
1 議会費		208,969	1,538	207,431
	1 議会費	208,969	1,538	207,431
2 総務費		7,397,624	627,113	6,770,511
	1 総務管理費	6,575,541	693,660	5,881,881
	2 徴税費	336,944	2,557	334,387
	4 選挙費	74,533	3,636	70,897
	7 震災復興費	49,390	72,740	122,130
3 民生費		11,229,824	249,128	10,980,696
	1 社会福祉費	6,484,344	16,336	6,468,008
	2 児童福祉費	3,375,931	232,792	3,143,139
4 衛生費		2,902,815	310,459	2,592,356
	1 保健衛生費	1,707,265	231,084	1,476,181
	2 清掃費	966,330	79,375	886,955
6 農林水産業費		2,023,911	28,121	1,995,790
	1 農業費	756,622	32,357	788,979
	2 林業費	336,994	37,215	299,779
	3 水産業費	930,295	23,263	907,032
7 商工費		1,214,287	5,750	1,208,537
	1 商工費	1,214,287	5,750	1,208,537
8 土木費		3,257,751	10,282	3,268,033
	2 道路橋りょう費	1,838,044	52,616	1,890,660
	4 港湾費	145,230	28,234	116,996
	5 都市計画費	808,842	4,222	804,620
	6 住宅費	274,346	9,878	264,468
9 消防費		1,809,202	26,314	1,782,888
	1 消防費	1,809,202	26,314	1,782,888
10 教育費		3,515,115	45,077	3,470,038
	1 教育総務費	588,807	6,526	582,281
	2 小学校費	829,341	5,686	823,655
	3 中学校費	472,453	8,608	463,845
	4 社会教育費	725,357	24,257	701,100

## 2 歳 出

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		147,769	17,401	130,368
	1 公共土木施設災害復旧費	113,569	14,945	98,624
	2 農林水産業施設災害復旧費	30,500	1,786	28,714
	3 文教施設災害復旧費	3,700	670	3,030
12 公債費		4,084,703	878	4,085,581
	1 公債費	4,084,703	878	4,085,581
補正されなかった款項にかかる額		89,373		89,373
** 歳 出 合 計 **		37,881,343	1,299,741	36,581,602

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型サービス施設等整備	30,052
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	4,500
6 農林水産業費	1 農業費	国土調査	82,273
8 土木費	2 道路橋りょう費	崎山松月線道路改良	73,000
		御殿山線道路改良	44,600
		和井内地区道路改良	50,000
		末広町線無電柱化推進	247,617
	3 河川費	浸水対策	30,600
	5 都市計画費	再開発準備	7,700
10 教育費	2 小学校費	山口小学校改修	47,600
合 計			617,942

変 更

(単位・千円)

款	項		事 業 名	金 額
7 商 工 費	1 商 工 費	変更前	浄 土 ケ 浜 園 地 内 備 道 路 整	14,200
		変更後	同 上	23,200
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	変更前	道 路 維 持 管 理	111,000
		変更後	同 上	194,000
		変更前	道 路 施 設 等 繕 長 寿 命 化 修	100,000
		変更後	同 上	193,000
		変更前	松 山 線 道 路 改 良	7,000
		変更後	同 上	21,100
	3 河 川 費	変更前	河 川 環 境 整 備	17,000
		変更後	同 上	40,200

第3表 債務負担行為補正  
変更

事 項		期 間	限 度 額
奨学資金貸付金	変更前	令和6年度から 令和9年度まで	限度額 94,580千円
	変更後	令和6年度から 令和9年度まで	限度額 246,060千円

第4表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
庁舎整備事業	16,200	△ 7,500	8,700	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
道路橋りょう整備事業	308,000	65,900	373,900	〃		
都市公園整備事業	1,400	△ 1,400		〃		
公営住宅整備事業	40,500	△ 200	40,300	〃		
消防防災施設整備事業	181,700	△ 13,400	168,300	〃		
辺地対策事業	4,200	△ 4,200		〃		
過疎対策事業	1,968,700	△ 44,700	1,924,000	〃		
災害復旧事業債	77,100	△ 26,100	51,000	〃		
補正されなかった 地方債の額	234,000		234,000			
計	2,831,800	△ 31,600	2,800,200			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 1 市税 1 市民税			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 個人	1,789,960	35,000	1,824,960
	2 法人	401,006	53,000	454,006
	*** 計 ***	2,190,966	88,000	2,278,966

会計 款 項	一般会計 1 市税 2 固定資産税			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 固定資産税	2,741,039	55,000	2,796,039
	*** 計 ***	2,794,549	55,000	2,849,549

会計 款 項	一般会計 1 市税 4 市たばこ税			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 市たばこ税	352,777	33,000	385,777
	*** 計 ***	352,777	33,000	385,777

会計 款 項	一般会計 14 使用料及び手数料 1 使用料			
	目	補正前の額	補正額	計
	6 土木使用料	278,052	1,734	279,786
	*** 計 ***	382,533	1,734	384,267

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 民生費国庫負担金	2,795,834	△88,152	2,707,682

節		金額	説明	
区	分			
1	現年課税分	35,000	所得割	35,000
1	現年課税分	53,000	法人税割	53,000

節		金額	説明	
区	分			
1	現年課税分	55,000	建物 償却資産	11,000 44,000

節		金額	説明	
区	分			
1	現年課税分	33,000	市たばこ税	33,000

節		金額	説明	
区	分			
1	市道等	1,734	市道占用料 法定外公共物占用料	1,661 73

節		金額	説明	
区	分			
2	児童扶養手当	△10,061	児童扶養手当給付費	△10,061
3	特別障害者等手当	148	特別障害者等手当	148
4	障害者医療費	4,008	障害者医療費	4,008
5	障害者自立支援給付費	△8,444	障害者自立支援給付費	△8,444
7	障害児通所支援給付費	△3,000	障害児通所支援給付費	△3,000
8	児童手当	△25,086	被用者（3歳未満）児童手当 被用者（3歳以上中学校修了前）児童手当 非被用者児童手当 特例給付	△13,875 △6,037 △4,500 △674
9	児童入所施設措置費	△2,655	母子生活支援施設	△2,655
11	教育・保育給付費	△41,068	教育・保育給付費	△41,068
13	施設等利用給付費	△2,031	施設等利用給付費	△2,031
15	国民健康保険産前産後保険料	37	国民健康保険産前産後保険料	37

1 歳 入

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金				
目				補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫負担金				119,346	△38,435	80,911
** 計 **				2,973,254	△126,587	2,846,667

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金				
目				補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金				1,319,702	14,250	1,333,952
2 民生費国庫補助金				237,347	21,636	258,983
3 衛生費国庫補助金				282,647	△89,100	193,547
4 農林水産業費国庫補助金				800	△526	274
5 土木費国庫補助金				1,179,303	21,536	1,200,839
6 教育費国庫補助金				63,734	△11,475	52,259
7 災害復旧費国庫補助金				1,400	△218	1,182
** 計 **				3,090,406	△43,897	3,046,509

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 1 県負担金				
目				補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金				1,085,990	△28,688	1,057,302

節		説 明
区 分	金 額	
2	感染症予防事業費等	新型コロナウイルスワクチン接種対策費 △38,435

節		説 明
区 分	金 額	
4	空き家対策総合支援事業補助金	空き家対策総合支援事業補助金 △1,847
9	個人番号カード交付事業	個人番号カード交付事業補助金 16,097
2	児童虐待・DV対策等総合支援事業	児童虐待・DV対策等総合支援事業費 △1,210
3	地域生活支援	地域生活支援事業統合補助金 247
4	母子家庭等対策総合支援	母子家庭等対策総合支援事業費 △995
5	地域子ども・子育て支援事業交付金	地域子ども・子育て支援事業交付金 △5,409
7	保育対策総合支援事業	保育対策総合支援事業費補助金 △1,069
9	地域子供の未来応援交付金	地域子供の未来応援交付金 △1,500
11	社会保障・税番号制度システム整備費	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 81
12	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 1,439
13	地域介護・福祉空間整備	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 30,052
1	感染症予防事業費等	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 △55,879
2	母子保健衛生費	母子保健衛生費国庫補助金 50
4	出産・子育て応援交付金	出産・子育て応援交付金 △2,367
5	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 △30,904
1	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金 △526
1	社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金 △3,003
2	耐震診断	木造住宅耐震診断事業 △113
3	地域住宅交付金	市営住宅建替・改修等事業 △1,592
		木造住宅耐震改修事業 △500
4	がけ地近接等危険住宅移転	がけ地近接等危険住宅移転事業 △2,592
5	道路メンテナンス事業	道路メンテナンス事業 △22,520
6	無電柱化推進事業	無電柱化推進事業 63,525
8	防災・安全交付金	防災・安全交付金 △600
9	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 △11,569
4	埋蔵文化財調査	国宝重要文化財等保存・活用事業 △7,553
7	学校建設	千徳小学校マルチホール吊り天井改修事業 △882
9	学校保健特別対策	学校保健特別対策事業費補助金 △3,040
1	社会教育施設災害復旧	社会教育施設災害復旧費 △218

節		説 明
区 分	金 額	
5	障害者医療費	障害者医療費 2,004
6	障害者自立支援給付費	障害者自立支援給付費 △4,222
7	後期高齢者保険基盤	後期高齢者保険基盤 △2,521

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金	目	補正前の額	補 正 額	計
		3 農林水産業費県負担金	155,697	29,539	185,236
		** 計 **	1,242,341	851	1,243,192

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補 正 額	計
		1 総務費県補助金	56,344	△9,453	46,891
		2 民生費県補助金	296,384	△43,594	252,790
		3 衛生費県補助金	12,948	17,408	30,356
		5 農林水産業費県補助金	353,893	△16,715	337,178
		6 商工費県補助金	44,100	△26,000	18,100
		7 土木費県補助金	1,866	△1,602	264
		8 教育費県補助金	20,627	△5,747	14,880
		9 災害復旧費県補助金	300	△47	253
		** 計 **	788,604	△85,750	702,854

節		金額	説明	
区分				
8	障害児通所支援給付費	△1,500	障害児通所支援給付費	△1,500
9	児童手当	△4,315	被用者(3歳未満)児童手当	△1,500
			被用者(3歳以上中学校修了前)児童手当	△1,510
			非被用者児童手当	△1,125
			特例給付	△180
10	児童入所施設措置費	△1,328	母子生活支援施設	△1,328
11	教育・保育給付費	△15,810	教育・保育給付費	△15,810
13	施設等利用給付費	△1,015	施設等利用給付費	△1,015
16	国民健康保険産前産後保険料	19	国民健康保険産前産後保険料	19
1	地籍調査	29,539	地籍調査費負担金	29,539

節		金額	説明	
区分				
7	地域バス交通等支援事業	△4,350	地域バス交通等支援事業費補助金	△4,350
8	地域公共交通活性化推進事業費補助金	△3,245	地域公共交通活性化推進事業費補助金	△3,245
10	地域経営推進費	△1,858	地域経営推進費	△1,858
12	地域子ども・子育て支援事業交付金	△5,440	地域子ども・子育て支援事業交付金	△5,440
14	教育・保育給付費	△1,698	教育・保育給付費	△1,698
16	重度訪問介護利用促進支援事業	△36,456	重度訪問介護利用促進支援事業費補助金	△36,456
6	出産・子育て応援交付金	△592	出産・子育て応援交付金	△592
11	新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金	18,000	新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金	18,000
1	農業委員会	1,459	農地利用最適化交付金	1,459
6	多面的機能支払交付金	△1,557	多面的機能支払交付金	△1,545
			多面的機能支払推進交付金	△12
8	経営所得安定対策推進	△954	経営所得安定対策推進事業	△954
10	森林整備	△11,153	森林管理環境保全事業	△11,153
11	水産多面的機能発揮対策	△200	水産多面的機能発揮対策交付金	△200
13	機構集積協力金交付事業	△385	機構集積協力金交付事業	△385
18	漁港水産物供給基盤整備	△2,438	漁港水産物供給基盤整備事業	△2,438
21	岩手県人・農地問題解決加速化支援事業	△1,224	地域計画策定推進緊急対策事業	△1,224
22	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業	△263	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金	△263
1	自然環境整備	△26,000	自然環境整備事業	△26,000
1	耐震診断	△56	木造住宅耐震診断事業	△56
2	木造住宅耐震改修	△250	木造住宅耐震改修事業	△250
3	がけ地近接等危険住宅移転	△1,296	がけ地近接等危険住宅移転事業	△1,296
1	埋蔵文化財調査	△1,134	文化財保護事業	△1,134
3	学校・家庭・地域連携協力推進	△4,613	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	△4,613
1	社会教育施設災害復旧	△47	社会教育施設災害復旧	△47

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金	目	補正前の額	補 正 額	計
		1 総務費委託金	136,300	△11,264	125,036
		8 教育費委託金	26,624	△10,785	15,839
		** 計 **	215,229	△22,049	193,180

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 1 財産運用収入	目	補正前の額	補 正 額	計
		2 利子及び配当金	22,984	2,672	25,656
		** 計 **	67,426	2,672	70,098

会計 款 項	一般会計 18 寄附金 1 寄附金	目	補正前の額	補 正 額	計
		1 寄附金	1,993,729	△888,771	1,104,958
		** 計 **	1,993,729	△888,771	1,104,958

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補 正 額	計
		1 財政調整基金繰入金	1,324,842	△373,353	951,489
		2 市勢振興基金繰入金	650,448	182,217	832,665
		6 産業振興基金繰入金	60,581	△15,412	45,169
		10 東日本大震災復興基金繰入金	578,487	△60,609	517,878
		13 子ども・子育て幸せ基金繰入金	58,474	△666	57,808
		14 公共施設等総合管理基金繰入金	121,707	△4,623	117,084
		15 再生可能エネルギー基金繰入金	29,000	△1,500	27,500
		17 豊かな森を育む基金繰入金	1,781	△1,781	
		** 計 **	3,419,938	△275,727	3,144,211

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入	目	補正前の額	補 正 額	計
		5 雑入	204,436	△6,617	197,819

節		金額	説明
区分			
8	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費	△11,264	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費 △11,264
2	防災教育・復興教育推進	△10,785	防災教育・復興教育推進事業 △10,785

節		金額	説明
区分			
1	基金利子	452	高齢化対策基金利子 363 教育振興基金利子 71 子ども・子育て幸せ基金利子 18
2	株式配当金	2,220	出資配当金 2,220

節		金額	説明
区分			
1	総務費寄附金	△888,800	ふるさと寄附金 △870,000 まち・ひと・しごと創生寄附金 △18,800
2	教育費寄附金	29	教育費寄附金 29

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	△373,353	財政調整基金繰入金 △373,353
1	市勢振興基金繰入金	182,217	市勢振興基金繰入金 182,217
1	産業振興基金繰入金	△15,412	産業振興基金繰入金 △15,412
1	東日本大震災復興基金繰入金	△60,609	東日本大震災復興基金繰入金 △60,609
1	子ども・子育て幸せ基金繰入金	△666	子ども・子育て幸せ基金繰入金 △666
1	公共施設等総合管理基金繰入金	△4,623	公共施設等総合管理基金繰入金 △4,623
1	再生可能エネルギー基金繰入金	△1,500	再生可能エネルギー基金繰入金 △1,500
1	豊かな森を育む基金繰入金	△1,781	豊かな森を育む基金繰入金 △1,781

節		金額	説明
区分			
11	雑入	△6,617	電線共同溝建設管理負担金 325 クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 △1,450

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
** 計 **		204,440	△6,617	197,823

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	総務債	136,800	△7,500	129,300
2	民生債	178,900	41,800	220,700
3	衛生債	114,000	△24,400	89,600
4	農林水産業債	376,500	△3,800	372,700
5	商工債	64,700	△2,500	62,200
6	土木債	1,014,900	14,300	1,029,200
7	消防債	392,700	△13,400	379,300
8	教育債	373,100	△10,000	363,100
9	災害復旧債	77,100	△26,100	51,000
** 計 **		2,831,800	△31,600	2,800,200

節		説 明
区 分	金 額	
		ベトナム国立交響楽団公演入場料収入 $\Delta 750$
		地域の文化・芸術活動助成事業助成金 $\Delta 148$
		学校給食費実費徴収金 $\Delta 4,594$

節		説 明
区 分	金 額	
2 庁舎	$\Delta 7,500$	庁舎浸水対策事業債 $\Delta 7,500$
1 医療給付	48,200	医療給付事業債 48,200
2 社会福祉施設	$\Delta 4,600$	社会福祉施設整備事業債 $\Delta 3,900$ 児童福祉施設除却事業債 $\Delta 700$
3 高齢者福祉施設	$\Delta 1,800$	高齢者福祉施設整備事業債 $\Delta 1,800$
1 医師等養成	$\Delta 21,400$	医師等養成事業債 $\Delta 21,400$
2 清掃運搬施設等	$\Delta 3,000$	清掃運搬施設等整備事業債 $\Delta 3,000$
3 漁港	$\Delta 2,700$	漁港整備事業債 $\Delta 2,700$
4 水産施設	$\Delta 1,100$	水産施設整備事業債 $\Delta 1,100$
1 観光施設	$\Delta 2,500$	観光施設整備事業債 $\Delta 2,500$
1 道路	15,900	道路橋りょう整備事業債 15,900
4 都市公園	$\Delta 1,400$	都市公園整備事業債 $\Delta 1,400$
5 住宅	$\Delta 200$	公営住宅整備事業債 $\Delta 200$
1 消防防災施設	$\Delta 13,400$	消防防災施設整備事業債 $\Delta 13,400$
1 学校施設	$\Delta 6,300$	学校教育施設等整備事業債 $\Delta 6,300$
2 社会教育施設	$\Delta 3,700$	社会教育施設整備事業債 $\Delta 3,700$
1 災害復旧債	$\Delta 26,100$	災害復旧事業債 $\Delta 26,100$

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 1 議会費 1 議会費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 議会費	208,969	△1,538	207,431				
		** 計 **	208,969	△1,538	207,431				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,568,559	△6,217	1,562,342	4,580			
		5 財産管理費	2,208,446	△444,600	1,763,846			△7,500	△437,190
		7 企画費	117,762	△3,398	114,364				
		8 公共交通対策費	327,494	△8,700	318,794		△7,595		2,205
		9 地域振興費	1,429,009	△372,546	1,056,463	△1,847			△352,100
		11 総合事務所費	318,405		318,405	1,422			550
		15 諸費	112,557	141,801	254,358				
		** 計 **	6,575,541	△693,660	5,881,881	4,155	△7,595	△7,500	△786,535

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 税務総務費	172,435	△436	171,999				
		2 賦課徴収費	164,509	△2,121	162,388				
		** 計 **	336,944	△2,557	334,387				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,538	12 委託料	△1,238	会議録作成等委託料 △1,238
	18 負担金補助及び交付金	△300	政務活動費 △300
△1,538			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△10,797	8 旅費	△700	普通旅費 △700
	18 負担金補助及び交付金	△5,517	宮古地区広域行政組合負担金 △5,517
90	12 委託料	△7,410	中心市街地拠点施設津波浸水対策改修工事設計業務委託料 △7,410
	24 積立金	△437,190	市勢振興基金積立金 △437,190
△3,398	12 委託料	△3,398	市民意識調査委託料 △3,398
△3,310	18 負担金補助及び交付金	△8,700	広域生活路線維持事業補助金 △8,700
△18,599	7 報償費	△593	講師等謝礼金 △593
	8 旅費	△5,891	費用弁償 △753
			普通旅費 △5,138
			印刷製本費 △400
	10 需用費	△400	通信運搬費 △574
	11 役務費	△2,074	手数料 △1,500
	12 委託料	△338,529	大仙市交流事業等委託料 △797
			空家サポートブック作成委託料 △385
			イベント企画運営等業務委託料 △2,947
			移住・定住促進業務委託料 △2,300
			ふるさと納税業務代行委託料 △332,100
	13 使用料及び賃借料	△885	自動車等賃借料 △727
会場等使用料 △158			
18 負担金補助及び交付金	△4,174	地域おこし協力隊補助金 △1,860	
		地域力向上支援補助金 △189	
		地域自治組織活動拠点施設支援補助金 △1,811	
		会議等出席負担金 △314	
24 積立金	△20,000	宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金積立金 △20,000	
△1,972		(財源補正)	
141,801	22 償還金利子及び割引料	141,801	国庫支出金等返還金 141,801
103,815			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△436	18 負担金補助及び交付金	△436	納税貯蓄組合補助金 △436
△2,121	12 委託料	△2,121	固定資産税課税事務委託料 △264
			固定資産税評価替事務委託料 △1,857
△2,557			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 戸籍住民基本台帳費	305,675		305,675	10,095			
		** 計 **	305,675		305,675	10,095			

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 岩手県知事選挙及び県議会議員選挙費	51,390	△3,636	47,754		△11,264		
		** 計 **	74,533	△3,636	70,897		△11,264		

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	49,312	72,740	122,052				72,740
		** 計 **	49,390	72,740	122,130				72,740

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会福祉総務費	3,058,769	△9,788	3,048,981	△3,803	△38,674		
		2 社会福祉施設費	74,057	△3,804	70,253			△3,900	
		4 老人ホーム費	140,818		140,818			△1,800	
		5 老人福祉費	1,338,687	1,739	1,340,426	30,052			363
		6 医療給付費	1,864,376	△4,483	1,859,893	118	△2,502	48,200	

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△10,095			(財源補正)
△10,095			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
7,628	7 報償費	△740	ポスター掲示場設置場所等謝礼金 △101 講師等謝礼金 △639
	8 旅費	△34	普通旅費 △34
	10 需用費	△1,231	消耗品費 △846 食糧費 △5 印刷製本費 △290 修繕料 △90
	11 役務費	△452	通信運搬費 △206 手数料 △236 保険料 △10
	12 委託料	△555	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △555
	13 使用料及び賃借料	△576	自動車等賃借料 △426 事務機器等賃借料 △13 会場等使用料 △137
	17 備品購入費	△48	庁用備品購入費 △48
7,628			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	24 積立金	72,740	東日本大震災復興基金積立金 68,720 津波遺構保存基金積立金 4,020

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
32,689	19 扶助費	△9,788	特別障害者手当等給付費 196 障害者自立支援給付費 △18,000 障害者自立支援医療給付費 8,798 療養介護医療給付費 △782
96	12 委託料	△170	総合福祉センター外壁等改修工事監理業務委託料 △170
	14 工事請負費	△3,634	総合福祉センター外壁等改修工事費 △3,634
1,800			(財源補正)
△28,676	18 負担金補助及び交付金	30,052	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 30,052
	19 扶助費	△8,000	高齢者補聴器購入費用助成金 △8,000
	24 積立金	363	高齢化対策基金積立金 363
	27 繰出金	△20,676	介護保険事業特別会計繰出金 △20,676
△50,299	11 役務費	1,000	手数料 1,000

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	** 計 **	6,484,344	△16,336	6,468,008	26,367	△41,176	42,500	363

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 児童福祉総務費	233,627	△6,342	227,285	△3,481	△977		△648
	2 児童措置費	1,941,798	△153,883	1,787,915	△83,901	△25,666		△1,980
	3 児童福祉施設費	1,200,506	△72,567	1,127,939	△5,296	△4,227	△700	△1,672
	** 計 **	3,375,931	△232,792	3,143,139	△92,678	△30,870	△700	△4,300

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 保健衛生総務費	700,280	△54,176	646,104	△2,275	△581	△21,400	△3,400
	2 予防費	460,489	△127,214	333,275	△94,314	18,000		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	27 繰出金	△5,483	後期高齢者医療特別会計繰出金
△44,390			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
△1,236	12 委託料	△4,367	子どもの生活実態調査支援業務委託料	
	18 負担金補助及び交付金	△666	民間保育士等住居費支援事業補助金	
	19 扶助費	△1,327	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	
	24 積立金	18	子ども・子育て幸せ基金積立金	
△42,336	12 委託料	△25,310	私立保育所入所児童委託料	
			母子生活支援施設入所措置委託料	
	18 負担金補助及び交付金	△1,980	副食費給付金	
	19 扶助費	△126,593	施設型給付費	△50,000
			被用者（3歳未満）児童手当	△16,875
			被用者（3歳以上中学校修了前）児童手当	△9,055
			非被用者 児童手当	△6,750
			特例給付	△1,075
児童扶養手当給付			△30,186	
障害児通所支援給付費等			△6,000	
		施設等利用給付費	△6,652	
△60,672	10 需用費	△2,000	消耗品費	
	12 委託料	△66,534	保育所指定管理料	△25,000
			児童館指定管理料	△7,578
			学童の家指定管理料	△32,050
小国保育所園児送迎バス運行管理業務委託料			△234	
		重茂児童館児童送迎バス運行管理業務委託料	△1,672	
18 負担金補助及び交付金	△4,033	延長保育促進事業費補助金	△2,828	
		保育環境改善等事業費補助金	△1,205	
△104,244				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
△26,520	12 委託料	△16,300	成人健康診査委託料	△8,700
			妊婦・乳児健康診査委託料	△6,000
			初回産科受診委託料	△100
			後期高齢者健診委託料	△1,000
			訪問歯科健診業務委託料	△500
	18 負担金補助及び交付金	△7,436	医師養成事業市町村負担金	△486
			出産・子育て応援給付金	△3,550
		生殖補助医療費助成金	△3,400	
	20 貸付金	△20,900	医師等養成奨学資金貸付金	△20,900
	27 繰出金	△9,540	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金	△9,540
△50,900	7 報償費	△3,025	講師等謝礼金	△3,025
	10 需用費	△12,400	消耗品費	△1,200
			印刷製本費	△1,200
			医薬材料費	△10,000
11 役務費	△6,700	通信運搬費	△6,106	
		保険料	△594	

2 歳 出

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	3 環境衛生費	119,552	△3,095	116,457				
	4 公害対策費	12,262	△1,239	11,023				△151
	5 診療所費	55,732	△15,000	40,732				
	7 エネルギー推進費	288,366	△30,360	258,006	△29,113			△247
	** 計 **	1,707,265	△231,084	1,476,181	△125,702	17,419	△21,400	△3,798

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 清掃総務費	966,330	△79,375	886,955			△3,000	
	** 計 **	966,330	△79,375	886,955			△3,000	

会計 款 項	一般会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 農業委員会費	37,926	△322	37,604		1,459		
	2 農業総務費	105,343	△2,439	102,904				△2,439
	3 農業振興費	302,071	△17,491	284,580		△4,120		△11,315
	4 畜産業費	29,845	△1,925	27,920				
	6 国土調査費	254,320	54,534	308,854		29,539		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	△102,600	予防接種業務委託料 △19,700 結核健康診断業務委託料 △1,500 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料 △44,000 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 △37,400
	13 使用料及び賃借料	△789	事務機器等賃借料 △789
	18 負担金補助及び交付金	△1,700	予防接種費用助成金 △1,700
△3,095	18 負担金補助及び交付金	△1,100	公衆浴場施設設備改善事業補助金 △1,100
	27 繰出金	△1,995	浄化槽事業特別会計繰出金 △1,995
△1,088	12 委託料	△1,239	環境騒音調査業務委託料 △148 水質分析等委託料 △500 臭気官能試験業務委託料 △440 自然観察会実施委託料 △151
△15,000	10 需用費	△15,000	医薬材料費 △15,000
△1,000	12 委託料	△4,950	住宅省エネルギー診断業務委託料 △4,950
	18 負担金補助及び交付金	△27,630	住宅用P P A太陽光発電・蓄電池導入事業費補助金 △10,765
			夜間連系太陽光発電事業費補助金 △15,365 充放電設備等導入促進補助金 △1,500
24 積立金	2,220	再生可能エネルギー基金積立金 2,220	
△97,603			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△76,375	7 報償費	△400	資源集団回収奨励金 △400
	18 負担金補助及び交付金	△78,975	宮古地区広域行政組合負担金 △78,975
△76,375			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,781	1 報酬	610	農業委員報酬 △90 農地利用最適化推進委員報酬 700
	8 旅費	△800	費用弁償 △100 研修旅費 △700
	13 使用料及び賃借料	△132	自動車等賃借料 △132
	14 工事請負費	△2,439	和井内ふるさと会館外構改修工事費 △2,439
△2,056	12 委託料	△310	リバーパークにいさと自動車用充電設備設置工事監理業務委託料 △310
	13 使用料及び賃借料	△724	事務機器等賃借料 △724
	14 工事請負費	△2,425	リバーパークにいさと自動車用充電設備設置工事費 △2,425
	18 負担金補助及び交付金	△14,032	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金 △245
			耕作放棄地解消事業補助金 △1,809 機構集積協力金 △385 経営所得安定対策推進事業費補助金 △954 農業担い手確保対策事業補助金 △8,580 多面的機能支払交付金 △2,059
△1,925	18 負担金補助及び交付金	△1,925	公共牧場利用促進事業費補助金 △1,925
24,995	8 旅費	△284	普通旅費 △111 研修旅費 △173
	10 需用費	3,020	消耗品費 2,470

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	** 計 **		756,622	32,357	788,979		26,878		△13,754

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 林業総務費	225,591	△7,995	217,596				△1,781
		2 林業振興費	78,162	△8,274	69,888	△526	△263		△572
		3 造林費	31,368	△20,946	10,422		△11,153		
	** 計 **		336,994	△37,215	299,779	△526	△11,416		△2,353

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 水産業振興費	399,461	△15,684	383,777		△200	△1,100	△12,089
		4 漁港建設費	355,117	△4,579	350,538		△2,438	△2,700	597
		5 水産科学館費	57,590	△3,000	54,590				
	** 計 **		930,295	△23,263	907,032		△2,638	△3,800	△11,492

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			燃料費 550
	11 役務費	650	通信運搬費 650
	12 委託料	50,068	地籍調査業務委託料 50,068
	13 使用料及び賃借料	1,313	事務機器等賃借料 1,313
	17 備品購入費	△222	庁用備品購入費 △222
	18 負担金補助及び交付金	△11	岩手県国土調査推進協議会負担金 △11
19,233			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△6,214	12 委託料	△7,995	森林経営管理事業業務委託料 △7,995
△6,913	7 報償費	△1,300	講師等謝礼金 △1,300
	10 需用費	△1,200	消耗品費 △820 燃料費 △380
	15 原材料費	△1,375	まいたけ菌木用材料費 △1,375
	18 負担金補助及び交付金	△4,399	林業担い手確保対策事業補助金 △572 菌茸類生産拡大対策事業補助金 △1,040 しいたけ等特用林産物生産施設整備事業費補助金 △1,735 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金 △1,052
△9,793	11 役務費	△400	手数料 △400
	12 委託料	△20,546	市有林等施業委託料 △18,761 市行造林等施業委託料 △1,785
△22,920			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△2,295	8 旅費	△909	普通旅費 △803 研修旅費 △106
	10 需用費	△40	消耗品費 △40
	12 委託料	△1,077	和井内養魚場種苗生産施設整備工事監理業務委託料 △1,077
	13 使用料及び賃借料	△411	建物賃借料 △411
	18 負担金補助及び交付金	△13,247	岩手県魚類栽培事業負担金 △852 水産多面的機能発揮対策支援負担金 △1,147 漁業共済掛金補助金 △488 廻来船誘致対策事業補助金 △5,500 漁業担い手確保対策事業補助金 △5,260
△38	12 委託料	△433	地域水産物供給基盤整備事業工事管理業務委託料 △433
	13 使用料及び賃借料	△300	自動車等賃借料 △300
	14 工事請負費	△4,443	地域水産物供給基盤整備事業工事費 △4,443
	18 負担金補助及び交付金	597	県営漁港整備事業等負担金 597
△3,000	12 委託料	△3,000	設備管理等業務委託料 △3,000
△5,333			

2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 商工振興費	722,669	△35,400	687,269				△35,400
3 観光費	409,193	29,650	438,843		9,000	△2,500	20,650
** 計 **	1,214,287	△5,750	1,208,537		9,000	△2,500	△14,750

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 道路維持費	1,150,326	△57,384	1,092,942	△25,523		△28,300	1,734
3 道路新設改良費	644,044	110,000	754,044	63,525		44,200	375
** 計 **	1,838,044	52,616	1,890,660	38,002		15,900	2,109

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 河川維持費	113,695		113,695				
** 計 **	116,395		116,395				

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 港湾費	145,230	△28,234	116,996		△1,858		△23,137
** 計 **	145,230	△28,234	116,996		△1,858		△23,137

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	△35,400	産業振興補助金 △1,000 企業立地補助金 △32,400 企業立地推進事業報奨金 △2,000
2,500	14 工事請負費	9,000	浄土ヶ浜園地内道路改良工事費 9,000
	24 積立金	20,650	遊覧船運航基金積立金 20,650
2,500			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△5,295	12 委託料	△23,500	道路施設等長寿命化修繕工事測量設計業務委託料 △23,500
	14 工事請負費	△26,034	生活排水路整備工事費 △2,339 道路施設等長寿命化修繕工事費 △18,495 交通安全対策工事費 △5,200
	17 備品購入費	△7,850	道路維持車両購入費 △7,850
1,900	12 委託料	25,610	崎山松月線測量調査設計業務委託料 △4,306 末広町線引込管設置業務委託料 29,916
	13 使用料及び賃借料	△154	工事用道路用地賃借料 △154
	14 工事請負費	88,852	崎山松月線道路改良工事費 8,460 近内岩船線道路改良工事費 △4,000 末広町線施設整備工事費 84,392
	16 公有財産購入費	1,000	用地取得費 1,000
	21 補償補填及び賠償金	△5,308	工作物等移転補償費 △5,308
△3,395			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	14,839	河川環境整備業務委託料 14,839
	14 工事請負費	△14,839	浸水対策工事費 △14,839

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△3,239	18 負担金補助及び交付金	△28,234	港湾施設使用料補助金 △1,250 宮古港フェリー利用促進事業補助金 △1,989 宮古港利用促進事業補助金 △24,995
△3,239			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 5 都市計画費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 都市計画総務費	125,964	△6,000	119,964	△11,569			5,569
		3 公共下水道費	578,446	3,178	581,624				
		5 公園費	103,281	△1,400	101,881			△1,400	
		** 計 **	808,842	△4,222	804,620	△11,569		△1,400	5,569

会計 款 項	一般会計 8 土木費 6 住宅費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 建築総務費	69,566	△7,697	61,869	△3,805	△1,602		
		2 住宅管理費	204,780	△2,181	202,599	△1,092		△200	△889
		** 計 **	274,346	△9,878	264,468	△4,897	△1,602	△200	△889

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 常備消防費	1,285,342	△14,915	1,270,427	△1,791		△3,300	
		3 消防施設費	61,500	△884	60,616			△600	△403
		4 防災費	309,920	△10,515	299,405			△9,500	△1,015
		** 計 **	1,809,202	△26,314	1,782,888	△1,791		△13,400	△1,418

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	380,966	4,259	385,225				100
		3 教育研究所費	204,866	△10,785	194,081		△10,785		
		** 計 **	588,807	△6,526	582,281		△10,785		100

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	△6,000	都市計画基本図更新等業務委託料 △6,000
3,178	18 負担金補助及び交付金	3,178	下水道事業会計負担金 3,178
	12 委託料	△1,400	都市公園バリアフリー化工事設計業務委託料 △1,400
3,178			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△2,290	12 委託料	△252	住宅耐震診断委託料 △252
	18 負担金補助及び交付金	△7,445	木造住宅耐震改修工事補助金 △1,000 家具転倒防止器具取付支援事業補助金 △60 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 △5,185 ブロック塀等撤去費補助金 △1,200
	12 委託料	△682	西町災害住宅改修工事実施設計等業務委託料 △322 日の出町団地住宅改修工事実施設計等業務委託料 △360
	14 工事請負費	△1,499	西ヶ丘団地住宅改修工事費 △1,499
△2,290			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△9,824	18 負担金補助及び交付金	△14,915	宮古地区広域行政組合負担金 △14,915
119	14 工事請負費	△514	第17分団松山器具置場建築・解体工事費 △403 防火水槽築造工事費 △111
	17 備品購入費	△370	消防車両購入費 △370
	12 委託料	△1,015	業務継続計画更新業務委託料 △1,015
	14 工事請負費	△9,500	旧勤労青少年体育センター解体工事費 △7,300 危機管理型水位計設置工事費 △600 防災行政無線屋外拡声子局整備工事費 △1,600
△9,705			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,159	18 負担金補助及び交付金	4,159	派遣指導主事給与費等負担金 4,159
	24 積立金	100	教育振興基金積立金 100
	7 報償費	△138	講師等謝礼金 △138
	8 旅費	△600	普通旅費 △600
	10 需用費	△2,150	消耗品費 △650 印刷製本費 △1,500
	11 役務費	△697	手数料 △697
	13 使用料及び賃借料	△7,200	自動車等賃借料 △6,800 会場等使用料 △400
4,159			

## 2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	563,556	114	563,670	△882		△2,200	△1,258
2 教育振興費	265,785	△5,800	259,985	△1,394			
** 計 **	829,341	△5,686	823,655	△2,276		△2,200	△1,258

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	295,049	△5,308	289,741			△4,100	
2 教育振興費	177,404	△3,300	174,104	△1,646			
** 計 **	472,453	△8,608	463,845	△1,646		△4,100	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会教育総務費	87,025	△6,991	80,034	△247	△4,860		
2 公民館費	128,800	△2,071	126,729				
3 図書館費	134,663	△4,042	130,621			△3,600	△523
4 市民文化会館費	152,620	△205	152,415			△100	△148
5 文化振興費	222,249	△10,948	211,301	△7,553	△1,134		△6,177
** 計 **	725,357	△24,257	701,100	△7,800	△5,994	△3,700	△6,848

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,454	12 委託料	△500	児童健康診断等委託料 △500
	14 工事請負費	614	臺目第3号等教員住宅解体工事費 △1,258 山口小学校渡り廊下改築工事費 5,300 千徳小学校マルチホール吊り天井改修工事費 △2,646 宮古小学校暖房設備改修工事費 △782
△4,406	13 使用料及び賃借料	△3,000	学校PC機器等賃借料 △3,000
	17 備品購入費	△2,800	学校保健特別対策備品購入費 △2,800
48			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,208	12 委託料	△4,031	建築物定期報告調査業務委託料 △625 生徒健康診断等委託料 △700 宮古西中学校地質調査業務委託料 △2,706
	14 工事請負費	△1,277	津軽石中学校屋上防水等改修工事費 △1,277
△1,654	17 備品購入費	△3,300	学校保健特別対策備品購入費 △3,300
△2,862			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,884	7 報償費	△5,735	講師等謝礼金 △5,735
	10 需用費	△1,668	消耗品費 △1,031 印刷製本費 △637
	11 役務費	△178	保険料 △178
	17 備品購入費	△649	庁用備品購入費 △649
	18 負担金補助及び交付金	1,239	一時預かり事業費補助金 1,239
△2,071	7 報償費	△413	施設清掃等謝礼金 △232 地区公民館主事謝礼金 △181
	11 役務費	△403	通信運搬費 △403
	12 委託料	△1,093	施設管理等委託料 △1,093
	17 備品購入費	△162	庁用備品購入費 △162
81	14 工事請負費	△4,042	高圧気中開閉器等改修工事費 △523 旧勤労青少年ホーム解体工事費 △3,519
43	12 委託料	△205	宮古市民文化会館屋根防水等工事实設計業務委託料 △72 芸術鑑賞事業実施業務委託料 △133
3,916	7 報償費	△725	調査作業等謝礼金 △725
	10 需用費	△2,621	消耗品費 △977 燃料費 △2 印刷製本費 △1,642
	11 役務費	△936	手数料 △936
	12 委託料	△5,264	文化鑑賞公演業務委託料 △5,264
	13 使用料及び賃借料	△1,240	重機等賃借料 △702 自動車等賃借料 △538
	17 備品購入費	△162	庁用備品購入費 △162
85			

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 学校給食費	553,771		553,771				△4,594
		** 計 **	899,157		899,157				△4,594

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 公共土木施設災害復旧費	113,569	△14,945	98,624			△15,000	
		** 計 **	113,569	△14,945	98,624			△15,000	

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 2 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 林業施設災害復旧費	27,100		27,100			△8,400	
		2 農業用施設災害復旧費	3,400	△1,786	1,614			△2,200	
		** 計 **	30,500	△1,786	28,714			△10,600	

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 3 文教施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会教育施設災害復旧費	3,700	△670	3,030	△218	△47	△500	
		** 計 **	3,700	△670	3,030	△218	△47	△500	

会計 款 項	一般会計 12 公債費 1 公債費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 元金	3,955,117	△2,522	3,952,595				
		2 利子	129,442	3,400	132,842				
		** 計 **	4,084,703	878	4,085,581				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,594			(財源補正)
4,594			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
55	12 委託料	△14,945	道路災害復旧調査設計業務委託料 △14,945
55			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
8,400			(財源補正)
414	12 委託料	△1,786	農業用施設災害復旧業務委託料 △1,786
8,814			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
95	14 工事請負費	△670	崎山貝塚縄文の森公園災害復旧工事費 △670
95			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△2,522	22 償還金利息及び割引料	△2,522	長期債元金償還金 △2,522
3,400	22 償還金利息及び割引料	3,400	長期債償還利息 3,400
878			

## 付 表

## 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年度支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	其 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		25,080	8,172 (3.40)			4,319	37,571	5,713	43,284	
	議 員	20	79,600		26,630 (3.40)				106,230	26,612	132,842	
	その他特別職	39	21,322						21,322		21,322	
	計	62	100,922	25,080	34,802			4,319	165,123	32,325	197,448	
補 正 前	長 等	3		25,080	8,172 (3.40)			4,319	37,571	5,713	43,284	
	議 員	20	79,600		26,630 (3.40)				106,230	26,612	132,842	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	63	100,312	25,080	34,802			4,319	164,513	32,325	196,838	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他特別職	△ 1	610						610		610	
	計	△ 1	610						610		610	

(参考)

令和5年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1	5	18	民生費 社会福祉費 老人福祉費 負担金補助 及び交付金	30,052			30,052		30,052			
計					30,052			30,052		30,052			

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	2	1	12	民生費 児童福祉費 児童福祉費 委託料	4,500			4,500					4,500
計					4,500			4,500					4,500

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1 農 業 費	6 国土調査費	7 報 償 費	国 土 調 査	4,930	4,930				58,275			23,998
			8 旅 費		1,216	1,216							
			10 需 用 費		9,553	6,343		3,210					
			11 役 務 費		2,334	1,684		650					
			12 委 託 料		225,100	148,000		77,100					
			13 使 用 料 及 び 賃 借 料		2,626	1,313		1,313					
			17 備 品 購 入 費		1,098	1,098							
			18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		381	381							
			26 公 課 費		79	79							
計					247,317	165,044		82,273		58,275			23,998

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源	
										国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土 木 費	2 道 橋 橋 りょう 費	3 道 路 道 路 新 設 改 良 費	8 旅 費	崎 山 松 月 線 道 路 改 良	334	334								
			10 需 用 費			1,537	1,537							
			11 役 務 費			452	452							
			12 委 託 料			2,354	2,354							
			13 使 用 料 及 び 賃 借 料			2,178	2,178			38,325	34,600			75
			14 工 事 請 負 費			142,398	69,398		73,000					
			16 公 有 財 産 購 入 費			50	50							
			17 備 品 購 入 費			560	560							
			21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金			2,500	2,500							
計					152,363	79,363		73,000		38,325	34,600		75	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 橋 り ょう 費	3 道 路 道 路 新 設 改 良 費	10 需 用 費	御 殿 山 線 道 路 改 良	439	439							
			11 役 務 費		29	29					44,600		
			13 使 用 料 及 び 賃 借 料		198	198							
			14 工 事 請 負 費		44,600				44,600				
計					45,266	666		44,600			44,600		

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 橋 りょう 費	3 道 路 道 路 新 設 改 良 費	10 需 用 費	和 井 内 地 区 道 路 改 良	750	750							
			14 工 事 請 負 費		49,000			49,000		26,250	23,700		50
			16 公 有 財 産 購 入 費		1,000			1,000					
計					50,750	750		50,000		26,250	23,700		50

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 りょう	3 路 道 路 新 設 改 良 費	8 旅 費	末広町線無電柱化推進	80	80			50	142,998	104,200	369	
			10 需 用 費		953	953							
			11 役 務 費		260	260							
			12 委 託 料		44,916		44,916						
			13 使 用 料 及 び 賃 借 料		940	940							
			14 工 事 請 負 費		276,392	73,691	202,701						
			21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		38,692	38,692							
計					362,233	114,616		247,617	50	142,998	104,200	369	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3 河 川 費	1 河川維持費	12 委 託 料	浸 水 対 策	14,839			14,839					
			14 工 事 請 負 費		17,161	1,400		15,761		30,600			
			21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		18,000	18,000							
計					50,000	19,400		30,600			30,600		

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	1 都 市 計 画 総 務 費	11 役 務 費	再 開 発 準 備	123	123							
			12 委 託 料		8,600	900		7,700			7,700		
			13 使 用 料 及 び 賃 借 料		720	720							
計					9,443	1,743		7,700				7,700	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	1 学 校 管 理 費	12 委 託 料	山 口 小 学 校 改 修	900			900			42,300		5,300
			14 工 事 請 負 費		66,500	19,800		46,700					
計					67,400	19,800		47,600			42,300		5,300

(参考)

令和5年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
											国県支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	7	1	3	12	浄土ヶ浜園地内備 道 路 整 備	14,200			14,200		7,100	7,100		
	商 工 費	商 工 費	観 光 費	委 託 料										
	計					14,200			14,200		7,100	7,100		
変 更 後	7	1	3	12	浄土ヶ浜園地内備 道 路 整 備	14,200			14,200		16,100	7,100		
	商 工 費	商 工 費	観 光 費	委 託 料										
				14		工 事 請 負 費	9,000			9,000				
	計					23,200			23,200		16,100	7,100		

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
											国県支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	8 土 木 費	2 道 橋 路 りょう 費	2 道 路 維 持 費	12 委 託 料	道 路 維 持 管 理	20,389	14,389		6,000			111,000		
				14 工 事 請 負 費		295,000	190,000		105,000					
	計					315,389	204,389		111,000			111,000		
変 更 後	8 土 木 費	2 道 橋 路 りょう 費	2 道 路 維 持 費	12 委 託 料	道 路 維 持 管 理	20,389	14,389		6,000			194,000		
				14 工 事 請 負 費		295,000	107,000		188,000					
	計					315,389	121,389		194,000			194,000		

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
											国県支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	8 土 木 費	2 道 橋 路 りょう 費	2 道 路 維 持 費	12 委 託 料	道 路 施 設 等 長 寿 命 化 修 繕	130,100	100,100		30,000		57,750	42,200	50	
				14 工 事 請 負 費		262,000	192,000		70,000					
	計					392,100	292,100		100,000		57,750	42,200	50	
変 更 後	8 土 木 費	2 道 橋 路 りょう 費	2 道 路 維 持 費	12 委 託 料	道 路 施 設 等 長 寿 命 化 修 繕	106,600	48,600		58,000		111,457	81,500	43	
				14 工 事 請 負 費		243,505	108,505		135,000					
	計					350,105	157,105		193,000		111,457	81,500	43	

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
											国県支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	8 土 木 費	2 道 橋 路 橋 費	3 道 路 新 設 改 良 費	14 工 事 請 負 費	松 山 線 道 路 改 良	17,000	10,000		7,000					25
				16 公 有 財 産 購 入 費		11,000	11,000			3,675	3,300			
				21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		10,000	10,000							
	計					38,000	31,000		7,000		3,675	3,300		25
変 更 後	8 土 木 費	2 道 橋 路 橋 費	3 道 路 新 設 改 良 費	14 工 事 請 負 費	松 山 線 道 路 改 良	17,000			17,000					23
				16 公 有 財 産 購 入 費		11,000	9,000		2,000	11,077	10,000			
				21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		10,000	7,900		2,100					
	計					38,000	16,900		21,100		11,077	10,000		23

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
											国県支出金	地 方 債	そ の 他	
変 更 前	8 土 木 費	3 河 川 費	1 河川維持費	12 委 託 料	河 川 環 境 整 備	17,000	15,000		2,000			17,000		
				14 工 事 請 負 費		35,000	20,000		15,000					
	計					52,000	35,000		17,000			17,000		
変 更 後	8 土 木 費	3 河 川 費	1 河川維持費	12 委 託 料	河 川 環 境 整 備	17,000	7,100		9,900			40,200		
				14 工 事 請 負 費		35,000	4,700		30,300					
	計					52,000	11,800		40,200			40,200		

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変 更

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和5年度) 奨学資金貸付金	変更前 限度額 94,580	平成年度		令和年度 6～9	94,580			94,580	
	変更後 限度額 246,060			6～9	246,060			246,060	

## 付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1. 普 通 債	31,203,605	31,359,011	2,651,600	△ 5,500	2,646,100	2,665,248	△ 3,481	2,661,767	31,343,344
(1) 総 務 債	6,052,729	5,946,964	16,200	△ 7,500	8,700	207,278		207,278	5,748,386
(2) 民 生 債	541,489	499,321				47,470	△ 3,586	43,884	455,437
(6) 土 木 債	3,306,277	3,277,179	475,300	64,300	539,600	479,551	57	479,608	3,337,171
(7) 消 防 債	2,601,254	2,480,136	181,700	△ 13,400	168,300	369,369	△ 102	369,267	2,279,169
(8) 教 育 債	3,689,773	3,308,041				356,117	150	356,267	2,951,774
(9) 辺 地 対 策 事 業 債	126,003	121,980	4,200	△ 4,200		13,628		13,628	108,352
(10) 過 疎 対 策 事 業 債	12,709,492	13,772,665	1,968,700	△ 44,700	1,924,000	973,985		973,985	14,722,680
2. 災 害 復 旧 債	3,827,581	3,631,455	77,100	△ 26,100	51,000	283,106		283,106	3,399,349
(2) 単 独 災 害 復 旧 事 業 債	2,652,858	2,484,240	36,600	△ 26,100	10,500	196,463		196,463	2,298,277
4. そ の 他	10,287,341	9,479,209	103,100		103,100	989,953	959	990,912	8,591,397
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	10,213,400	9,425,064	103,100		103,100	974,257	959	975,216	8,552,948
補正されなかった 区分に係る額	48,970	26,330				16,810		16,810	9,520
合 計	45,367,497	44,496,005	2,831,800	△ 31,600	2,800,200	3,955,117	△ 2,522	3,952,595	43,343,610
※うち合併特例債	9,815,363	9,176,326				635,881	151	636,032	8,540,294

議案第16号

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,913,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	県支出金	4,385,122	22,229	4,407,351
	1 県補助金	4,385,122	22,229	4,407,351
5	繰入金	603,862	25,560	629,422
	2 基金繰入金	16,374	25,560	41,934
補正されなかった款項にかかる額		876,739		876,739
** 歳入合計 **		5,865,723	47,789	5,913,512

### 2 歳出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	保険給付費	4,233,222	15,000	4,248,222
	2 高額療養費	538,005	15,000	553,005
8	諸支出金	60,561	32,789	93,350
	1 償還金及び還付加算金	5,270	25,560	30,830
	2 繰出金	55,291	7,229	62,520
補正されなかった款項にかかる額		1,571,940		1,571,940
** 歳出合計 **		5,865,723	47,789	5,913,512



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 県支出金 1 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 保険給付費等交付金	4,385,122	22,229	4,407,351
	** 計 **	4,385,122	22,229	4,407,351

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 財政調整基金繰入金	16,374	25,560	41,934
	** 計 **	16,374	25,560	41,934

節		金額	説明	
区	分			
1	普通交付金	15,000	普通交付金	15,000
2	特別交付金	7,229	特別交付金	7,229

節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	25,560	財政調整基金繰入金	25,560

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 2 保険給付費 2 高額療養費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者高額療養費	537,203	15,000	552,203		15,000		
		** 計 **	538,005	15,000	553,005		15,000		

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者医療給付費分納付金	880,073		880,073				25,560
		** 計 **	880,074		880,074				25,560

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 8 諸支出金 1 償還金及び還付加算金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 償還金	1	25,560	25,561				
		** 計 **	5,270	25,560	30,830				

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 8 諸支出金 2 繰出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 直営診療施設勘定繰出金	55,291	7,229	62,520		7,229		
		** 計 **	55,291	7,229	62,520		7,229		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	15,000	一般被保険者高額療養費 15,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
25,560			(財源補正)
25,560			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
25,560	22 償還金利子及び割引料	25,560	国庫支出金等返還金 25,560
25,560			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	27 繰出金	7,229	直営診療施設勘定繰出金 7,229



議案第17号

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ448,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		199,090	3,881	195,209
	2 外来収入	181,341	14,600	166,741
	3 その他診療収入	17,748	10,719	28,467
4 繰入金		230,126	2,311	227,815
	1 他会計繰入金	230,126	2,311	227,815
7 県支出金		3,422	1,327	2,095
	1 県補助金	3,422	1,327	2,095
8 市債		6,100	3,700	2,400
	1 市債	6,100	3,700	2,400
補正されなかった款項にかかる額		20,828		20,828
** 歳入合計 **		459,566	11,219	448,347

### 2 歳出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		125,210	11,219	113,991
	1 医業費	125,210	11,219	113,991
補正されなかった款項にかかる額		334,356		334,356
** 歳出合計 **		459,566	11,219	448,347

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	6,100	△ 3,700	2,400	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	6,100	△ 3,700	2,400			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		1 診療収入		
		2 外来収入		
目		補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険診療報酬収入		30,561	2,900	27,661
2 社会保険診療報酬収入		19,345	1,000	18,345
3 後期高齢者診療報酬収入		101,159	10,200	90,959
4 外来一部負担金収入		26,202	300	25,902
5 その他診療報酬収入		4,074	200	3,874
** 計 **		181,341	14,600	166,741

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		1 診療収入		
		3 その他診療収入		
目		補正前の額	補正額	計
2 自由診療収入		658	837	1,495
3 その他診療収入		11,383	9,882	21,265
** 計 **		17,748	10,719	28,467

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		4 繰入金		
		1 他会計繰入金		
目		補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金		174,835	9,540	165,295
2 国保会計繰入金		55,291	7,229	62,520
** 計 **		230,126	2,311	227,815

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		7 県支出金		
		1 県補助金		
目		補正前の額	補正額	計
1 へき地診療所設備整備補助金		3,422	1,327	2,095
** 計 **		3,422	1,327	2,095

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		
		8 市債		
		1 市債		
目		補正前の額	補正額	計
1 施設整備事業債		6,100	3,700	2,400
** 計 **		6,100	3,700	2,400

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		2,900	診療報酬収入	2,900
1 現年度分		1,000	診療報酬収入	1,000
1 現年度分		10,200	診療報酬収入	10,200
1 現年度分		300	一部負担金	300
1 現年度分		200	生保診療報酬収入	200

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		837	自由診療収入	837
1 現年度分		9,882	予防接種料収入	9,882

節		金額	説明	
区分				
1 一般会計繰入金		9,540	一般会計繰入金	9,540
1 国保会計繰入金		7,229	国保会計繰入金	7,229

節		金額	説明	
区分				
1 へき地診療所設備整備		1,327	へき地診療所設備整備補助金	1,327

節		金額	説明	
区分				
1 診療施設		3,700	診療所施設整備事業債	3,700

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 総務管理費	319,359		319,359				3,539
		** 計 **	319,521		319,521				3,539

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 2 医業費 1 医業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	70,120	5,119	65,001		1,327	3,700	
		2 医薬品費	21,020	1,700	19,320				6,098
		3 医療用消耗器材費	16,728	1,000	15,728				
		4 試験検査費	15,400	3,400	12,000				
		** 計 **	125,210	11,219	113,991		1,327	3,700	6,098

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,539			(財源補正)
3,539			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
92	17 備品購入費	5,119	医療機器等備品購入費 5,119
7,798	10 需用費	1,700	医薬材料費 1,700
1,000	10 需用費	1,000	医薬材料費 1,000
3,400	10 需用費	3,400	医薬材料費 3,400
12,290			

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1. 過疎対策事業債	77,453	64,957	6,100	△ 3,700	2,400	12,905		12,905	54,452
補正されなかった 区分に係る額	30								
合 計	77,483	64,957	6,100	△ 3,700	2,400	12,905		12,905	54,452

議案第18号

令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,570千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		522,113	20,489	501,624
	1 後期高齢者医療保険料	522,113	20,489	501,624
3 繰入金		207,534	5,483	202,051
	1 他会計繰入金	207,534	5,483	202,051
4 繰越金		1	1,402	1,403
	1 繰越金	1	1,402	1,403
補正されなかった款項にかかる額		2,389		2,389
** 歳 入 合 計 **		732,037	24,570	707,467

### 2 歳 出

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		11,036	720	10,316
	1 総務管理費	11,036	720	10,316
2 後期高齢者医療広域連合納付 金		717,901	23,850	694,051
	1 後期高齢者医療広域連合納付 金	717,901	23,850	694,051
補正されなかった款項にかかる額		3,100		3,100
** 歳 出 合 計 **		732,037	24,570	707,467



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 1 後期高齢者医療保険料 1 後期高齢者医療保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	522,113	20,489	501,624
	*** 計 ***	522,113	20,489	501,624

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 3 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	207,534	5,483	202,051
	*** 計 ***	207,534	5,483	202,051

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 4 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	1,402	1,403
	*** 計 ***	1	1,402	1,403

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 1 総務費 1 総務管理費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般管理費	11,036	720	10,316				720
	*** 計 ***	11,036	720	10,316				720

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	717,901	23,850	694,051				3,361
	*** 計 ***	717,901	23,850	694,051				3,361

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1	特別徴収保険料	5,784	特別徴収保険料 5,784
2	普通徴収保険料現年度分	10,874	普通徴収保険料現年度分 10,874
3	普通徴収保険料滞納繰越分	3,831	普通徴収保険料滞納繰越分 3,831

節		金額	説明
区分			
1	一般会計繰入金	5,483	事務費繰入 2,122 保険基盤安定繰入 3,361

節		金額	説明
区分			
1	繰越金	1,402	前年度繰越金 1,402

(単位・千円)

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区分	金額	
	12 委託料	720	庁内ネットワーク設定変更業務委託料 720

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区分	金額	
20,489	18 負担金補助及び交付金	23,850	岩手県後期高齢者医療広域連合負担金 23,850
20,489			



議案第19号

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,638,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	1,203,538	37,112	1,166,426
	1 介護保険料	1,203,538	37,112	1,166,426
4	国庫支出金	1,634,079	35,387	1,598,692
	1 国庫負担金	1,092,557	24,720	1,067,837
	2 国庫補助金	541,522	10,667	530,855
5	支払基金交付金	1,644,881	41,472	1,603,409
	1 支払基金交付金	1,644,881	41,472	1,603,409
6	県支出金	913,246	26,712	886,534
	1 県負担金	861,611	25,199	836,412
	2 県補助金	51,635	1,513	50,122
8	繰入金	1,189,177	16,966	1,172,211
	1 他会計繰入金	1,066,882	20,676	1,046,206
	2 基金繰入金	122,295	3,710	126,005
補正されなかった款項にかかる額		211,070		211,070
** 歳 入 合 計 **		6,795,991	157,649	6,638,342

### 2 歳 出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	保険給付費	6,012,810	153,600	5,859,210
	1 介護サービス費	5,608,110	134,100	5,474,010
	2 介護予防サービス費	50,280	500	50,780
	6 特定入所者介護サービス費	200,400	20,000	180,400
4	地域支援事業費	350,069	7,759	342,310
	2 包括的支援事業・任意事業費	245,631	7,759	237,872
8	諸支出金	96,263	3,710	99,973
	1 諸支出金	96,263	3,710	99,973
補正されなかった款項にかかる額		336,849		336,849
** 歳 出 合 計 **		6,795,991	157,649	6,638,342



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,203,538	37,112	1,166,426
	** 計 **	1,203,538	37,112	1,166,426

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 1 国庫負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	1,092,557	24,720	1,067,837
	** 計 **	1,092,557	24,720	1,067,837

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 調整交付金	424,749	7,680	417,069
	2 地域支援事業交付金	99,400	2,987	96,413
	** 計 **	541,522	10,667	530,855

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費交付金	1,623,460	41,472	1,581,988
	** 計 **	1,644,881	41,472	1,603,409

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 1 県負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	861,611	25,199	836,412
	** 計 **	861,611	25,199	836,412

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 地域支援事業交付金	51,635	1,513	50,122
	** 計 **	51,635	1,513	50,122

節		金額	説明	
区分				
1	現年度特別徴収分	34,481	現年度分	34,481
2	現年度普通徴収分	2,631	現年度分	2,631

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	24,720	現年度分	24,720

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	7,680	現年度分	7,680
2	包括の支援・任意事業	2,987	現年度分	2,987

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	41,472	現年度分	41,472

節		金額	説明	
区分				
1	現年度分	25,199	現年度分	25,199

節		金額	説明	
区分				
2	包括の支援・任意事業	1,513	現年度分	1,513

1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1	一般会計繰入金	1,066,882	20,676	1,046,206
	** 計 **	1,066,882	20,676	1,046,206

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1	財政調整基金繰入金	122,295	3,710	126,005
	** 計 **	122,295	3,710	126,005

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	20,676	一般会計繰入金 20,676

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	3,710	財政調整基金繰入金 3,710

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 1 介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 居宅介護サービス給付費	1,900,000	70,000	1,830,000	17,500	8,750		27,650
		3 地域密着型介護サービス給付費	1,400,000	35,900	1,435,900	8,975	4,488		14,180
		5 施設介護サービス給付費	2,000,000	100,000	1,900,000	20,000	17,500		39,500
		** 計 **	5,608,110	134,100	5,474,010	28,525	21,762		52,970

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 2 介護予防サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		7 介護予防サービス計画給付費	5,400	500	5,900	125	63		197
		** 計 **	50,280	500	50,780	125	63		197

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 6 特定入所者介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 特定入所者介護サービス費	200,000	20,000	180,000	4,000	3,500		7,900
		** 計 **	200,400	20,000	180,400	4,000	3,500		7,900

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 2 包括的支援事業・任意事業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 包括的支援事業費	207,744	7,759	199,985	2,987	1,513		1,475
		** 計 **	245,631	7,759	237,872	2,987	1,513		1,475

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 諸支出金 1 諸支出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 償還金	93,663	3,710	97,373				3,710
		** 計 **	96,263	3,710	99,973				3,710

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
16,100	18 負担金補助及び交付金	70,000	居宅介護サービス給付費 70,000
8,257	18 負担金補助及び交付金	35,900	地域密着型介護サービス給付費 35,900
23,000	18 負担金補助及び交付金	100,000	施設介護サービス給付費 100,000
30,843			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
115	18 負担金補助及び交付金	500	介護予防サービス計画給付費 500
115			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,600	18 負担金補助及び交付金	20,000	特定入所者介護サービス費 20,000
4,600			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,784	12 委託料	7,759	生活支援体制整備事業委託料 7,759
1,784			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利子及び割引料	3,710	国庫支出金等返還金 3,710



議案第20号

令和5年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		8,502	1,622	6,880
	1 分担金	8,502	1,622	6,880
3 国庫支出金		19,800	5,669	14,131
	1 国庫補助金	19,800	5,669	14,131
4 繰入金		88,392	1,995	86,397
	1 他会計繰入金	88,392	1,995	86,397
5 繰越金		1	152	153
	1 繰越金	1	152	153
7 市債		38,000	5,900	32,100
	1 市債	38,000	5,900	32,100
補正されなかった款項にかかる額		66,823		66,823
** 歳 入 合 計 **		221,518	15,034	206,484

### 2 歳 出

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 浄化槽管理費		124,592	1,790	122,802
	1 浄化槽管理費	124,592	1,790	122,802
2 浄化槽整備費		67,821	13,244	54,577
	1 浄化槽整備費	67,821	13,244	54,577
補正されなかった款項にかかる額		29,105		29,105
** 歳 出 合 計 **		221,518	15,034	206,484

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
浄化槽整備事業	38,000	△ 5,900	32,100	普通貸借券 又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	38,000	△ 5,900	32,100			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 1 分担金及び負担金 1 分担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽設置分担金	7,001	1,722	5,279
	2 ポンプ設置分担金	1,501	100	1,601
	*** 計 ***	8,502	1,622	6,880

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 3 国庫支出金 1 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽事業費補助金	19,800	5,669	14,131
	*** 計 ***	19,800	5,669	14,131

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 4 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	88,392	1,995	86,397
	*** 計 ***	88,392	1,995	86,397

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 5 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	152	153
	*** 計 ***	1	152	153

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 7 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽整備事業債	38,000	5,900	32,100
	*** 計 ***	38,000	5,900	32,100

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		1,722	浄化槽本体分 1,722
1 現年度分		100	ポンプ設置分担金 100

節		金額	説明
区分			
1 循環型社会形成推進交付金		5,669	循環型社会形成推進交付金 5,669

節		金額	説明
区分			
1 一般会計繰入金		1,995	一般会計繰入金 1,995

節		金額	説明
区分			
1 繰越金		152	前年度繰越金 152

節		金額	説明
区分			
1 浄化槽整備事業債		5,900	下水道事業債 5,900

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 1 浄化槽管理費 1 浄化槽管理費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1	施設管理費	124,592	1,790	122,802				1,790
	** 計 **	124,592	1,790	122,802				1,790

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 2 浄化槽整備費 1 浄化槽整備費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1	浄化槽整備費	67,821	13,244	54,577	5,669		5,900	1,675
	** 計 **	67,821	13,244	54,577	5,669		5,900	1,675

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	26 公課費	1,790	消費税納付金 1,790

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	559	浄化槽設置確認調査委託料 559
	14 工事請負費	12,685	浄化槽整備工事費 12,685

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 浄化槽整備事業債	689,196	726,721	38,000	△ 5,900	32,100	21,836		21,836	736,985
合 計	689,196	726,721	38,000	△ 5,900	32,100	21,836		21,836	736,985

議案第 21 号

令和 5 年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		60	60	
	1 基金繰入金	60	60	
補正されなかった款項にかかる額		205		205
** 歳入合計 **		265	60	205

### 2 歳出

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		265	60	205
	1 総務管理費	265	60	205
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳出合計 **		265	60	205



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	山口財産区特別会計 2 繰入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	60	60	
	** 計 **	60	60	

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	山口財産区特別会計 1 総務費 1 総務管理費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 財産管理費	265	60	205				60
	** 計 **	265	60	205				60

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	基金繰入金	60	基金繰入金 60

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	200	財産管理委員会運営費補助金 200
	24 積立金	140	基金積立金 140



議案第22号

令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）主要建設改良事業			
（イ）公共下水道整備費	181,444千円	△15,040千円	166,404千円
（収益的収入の補正）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 下水道事業収益	1,516,862千円	3,418千円	1,520,280千円	
第1項 営業収益	660,059千円	3,418千円	663,477千円	
（資本的収入及び支出の補正）				

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額465,858千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102千円、当年度分損益勘定留保資金442,993千円、減債積立金20,763千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額465,908千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額735千円、当年度分損益勘定留保資金442,993千円、減債積立金22,180千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 資本的収入	618,522千円	△15,090千円	603,432千円	
第1項 企業債	447,700千円	△6,800千円	440,900千円	
第3項 負担金	96,271千円	△240千円	96,031千円	
第4項 国庫補助金	74,550千円	△8,050千円	66,500千円	
		支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 資本的支出	1,084,380千円	△15,040千円	1,069,340千円	
第1項 建設改良費	181,444千円	△15,040千円	166,404千円	

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額(千円)			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
下水道整備事業	447,700	△6,800	440,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率。	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合 により据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換える ことができる。
計	447,700	△6,800	440,900			

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画(税込)

収 益 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1	下水道事業 収益		1,516,862	3,418	1,520,280	
	1	営業収益	660,059	3,418	663,477	
		2 他会計負担金	92,592	3,418	96,010	一般会計負担金の増

資 本 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1	資本的収入		618,522	△ 15,090	603,432	
	1	企業債	447,700	△ 6,800	440,900	
		1 企 業 債	447,700	△ 6,800	440,900	下水道事業債の減
	3	負担金	96,271	△ 240	96,031	
		3 他会計負担金	85,085	△ 240	84,845	一般会計負担金の減
	4	国庫補助金	74,550	△ 8,050	66,500	
		1 国庫補助金	74,550	△ 8,050	66,500	防災・安全交付金の減

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1	資本的支出		1,084,380	△ 15,040	1,069,340	
	1	建設改良費	181,444	△ 15,040	166,404	
		1 公共下水道整備費 ( 補 助 )	165,712	△ 15,040	150,672	補助事業の実績見込みによる委託料及び工事請負費の減

# 令和5年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	10,966,000
減価償却費	858,936,000
固定資産除却費	40,070,000
引当金の増減額(△は減少)	△ 2,045,000
長期前受金戻入額	△ 456,013,000
支払利息	97,569,000
受取利息及び受取配当金	△ 10,000
未収金の増減額(△は増加)	348,254,760
未払金の増減額(△は減少)	△ 235,962,081
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 7,927,970
小計	653,837,709
利息及び配当金の受取額	10,000
利息の支払額	△ 97,569,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>556,278,709</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 153,335,000
国庫補助金等による収入	69,355,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 83,980,000</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	60,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 563,464,000
その他の企業債による収入	380,300,000
その他の企業債の償還による支出	△ 339,471,000
一般会計からの繰入金による収入	80,843,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 381,192,000</u>
資金増加額(又は減少額)	91,106,709
資金期首残高	292,396,122
資金期末残高	<u>383,502,831</u>

令和5年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,166,513,601	
ロ 建 物	4,560,347,928		
減価償却累計額	<u>△ 2,243,214,861</u>	2,317,133,067	
ハ 構 築 物	24,007,831,788		
減価償却累計額	<u>△ 9,640,641,486</u>	14,367,190,302	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,467,161,666		
減価償却累計額	<u>△ 2,846,744,633</u>	2,620,417,033	
ホ 車 両 運 搬 具	2,086,781		
減価償却累計額	<u>△ 1,982,590</u>	104,191	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	4,732,500		
減価償却累計額	<u>△ 3,446,880</u>	1,285,620	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>144,522,340</u>	
有形固定資産合計			<u>20,617,166,154</u>
固定資産合計			20,617,166,154

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		383,502,831	
(2) 未 収 金		53,087,178	
貸倒引当金	<u>△ 1,490,000</u>	<u>51,597,178</u>	
流動資産合計			<u>435,100,009</u>
資産合計			<u><u>21,052,266,163</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する 企業債		4,363,335,455	
ロ その他の企業債		<u>1,735,006,850</u>	
企業債合計			6,098,342,305

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金		5,646,000	
ロ 修繕引当金		<u>239,489,271</u>	

引当金合計		<u>245,135,271</u>	
固定負債合計			6,343,477,576
<b>4 流動負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	525,378,493		
ロ その他の企業債	<u>291,293,028</u>		
企業債合計		816,671,521	
(2) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>6,037,284</u>		
引当金合計		<u>6,037,284</u>	
流動負債合計			822,708,805
<b>5 繰延収益</b>			
長期前受金		20,951,653,862	
収益化累計額		<u>△ 9,356,876,182</u>	
繰延収益合計			<u>11,594,777,680</u>
負債合計			<u>18,760,964,061</u>

## 資 本 の 部

<b>6 資 本 金</b>			
(1) 固有資本金		238,536,236	
(2) 出資金		8,629,032	
(3) 組入資本金		<u>1,561,649,523</u>	
資本金合計			1,808,814,791
<b>7 剰 余 金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	138,271,615		
ロ 他会計負担金	39,162,600		
ハ 国庫補助金	<u>123,861,264</u>		
資本剰余金合計		301,295,479	
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	77,863,657		
ロ 利益積立金	5,751,000		
ハ 建設改良積立金	85,735,820		
ニ 当年度未処分利益			
剰余金	<u>11,841,355</u>		
利益剰余金合計		<u>181,191,832</u>	
剰余金合計			<u>482,487,311</u>
資本合計			<u>2,291,302,102</u>
負債資本合計			<u>21,052,266,163</u>

議案第 23 号

宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 〔略〕</p> <p>2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 〔略〕</p> <p>2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 24 号

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 〔略〕</p>	<p>附 則 1～3 〔略〕 <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当）</u> 4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある者（臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者及び新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触をした者をいう。）（以下これらを「患者等」という。）</u>が存する病院、診療所、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、<u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。</u> 5 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき 3,000 円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）の範囲内において規則で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 25 号

宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例  
 (宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年宮古市条例  
 第 7 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与の種類)	(会計年度任用職員の給与の種類)
<p>第 2 条 この条例で定める給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 (以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第 1 号に掲げる職員 (以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第 10 条の 2 <u>任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当は、給与条例第 21 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「死亡した職員 (規則で定める職員を除く。)」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員」と、同条第 2 項第 1 号中「死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。」において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日) においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と、同条第 3 項中「職員が受けるべき給料の月額 (育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 21 条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>第 2 条 この条例で定める給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 (以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第 1 号に掲げる職員 (以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) にあつては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>

第21条 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。次条において同じ。）に支給する期末手当は、第10条の規定を準用する。この場合において、同条第1項において準用する給与条例第20条第4項の規定中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額の基本報酬（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、日額の基本報酬又は時間額の基本報酬を月額に換算した額）の1箇月当たりの平均額」と、第10条第2項及び第3項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当は、第10条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項において準用する給与条例第21条第1項の規定中「死亡した職員（規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡したパートタイム会計年度任用職員」と、同条第2項第1号中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額の基本報酬（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、日額の基本報酬又は時間額の基本報酬を月額に換算した額）の1箇月当たりの平均額」と、第10条の2第2項において準用する第10条第2項及び第3項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」とする。

第21条 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。）に支給する期末手当は、第10条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項において準用する給与条例第20条第4項の規定中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額の基本報酬（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、日額の基本報酬又は時間額の基本報酬を月額に換算した額）の1箇月当たりの平均額」と、第10条第2項及び第3項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年宮古市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の130</u> 」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。 2・3 [略]	第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の135</u> 」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。 2・3 [略]

を

「

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受	第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の135</u> 」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあって

けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。

2・3 〔略〕

は、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。

2・3 〔略〕

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

宮古市へき地保育所条例及び宮古市児童館条例の一部を改正する条例  
(宮古市へき地保育所条例の一部改正)

第1条 宮古市へき地保育所条例(平成17年宮古市条例第95号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 〔略〕</p>	<p><u>(使用料)</u></p> <p>第2条 入所児童の保護者は、入所児童1人につき月額6,000円の使用料を利用した月(以下「利用月」という。)の末日までに納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、利用月の途中において入所又は入所の解除をした場合における当該利用月の使用料の額は、使用料月額を25で除して得た額に、当該利用月における在所の日数(休業に係る日数を除く。在所の日数が25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯の場合 全額</p> <p>(2) 母子又は父子世帯の場合</p> <p>ア 入所児童が1人のとき 5割の額</p> <p>イ 入所児童が2人以上のとき</p> <p>(ア) 1人目及び2人目 5割の額</p> <p>(イ) 3人目以降 全額</p> <p>(3) 入所児童が2人以上の世帯の場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 2人目 5割の額</p> <p>イ 3人目以降 全額</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めた場合 市長の定める額</p> <p>第4条 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(宮古市児童館条例の一部改正)

第2条 宮古市児童館条例(平成17年宮古市条例第96号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第3条 入所児童の保護者は、入所児童1人につき次の使用料を利用した月（以下「利用月」という。）の末日までに納付しなければならない。</p> <p>(1) 小学校第1学年に在学する児童 月額6,000円</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 入所児童の保護者は、入所児童1人につき次の使用料を利用した月（以下「利用月」という。）の末日までに納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>就学前の児童及び</u>小学校第1学年に在学する児童 月額6,000円</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の宮古市へき地保育所及び就学前の児童における宮古市児童館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

子育て支援施策を拡充するため、宮古市へき地保育所及び就学前の児童における宮古市児童館の利用に係る使用料を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

宮古市介護保険条例(平成17年宮古市条例第108号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健福祉事業)</p> <p>第2条 市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第115条の49</u>に掲げる事業のうち次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(市町村特別給付)</u></p> <p><u>第2条の2 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、在宅ねたきり老人等介護用品給付費の支給を行う。</u></p> <p><u>2 在宅ねたきり老人等介護用品給付費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31,900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>63,200円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>84,200円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>91,300円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>105,300円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>119,300円</u></p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>133,</u></p>	<p>(保健福祉事業)</p> <p>第2条 市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第115条の48</u>に掲げる事業のうち次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>55,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88,600円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95,900円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>110,700円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>125,500円</u></p>

<p><u>400円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 147,</u></p> <p><u>400円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 161,</u></p> <p><u>500円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 168,</u></p> <p><u>500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,100円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,100円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,900円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,700円</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

介護保険事業計画の改定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるとともに、在宅ねたきり老人等介護用品給付費の支給について、市町村が独自に行う市町村特別給付として実施するため、必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号

宮古市国民健康保険川井診療所条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険川井診療所条例（平成 21 年宮古市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（診療科目）</u></p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（休診日）</p> <p>第 4 条 診療所の休診日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休診日以外の日において臨時に休診し、又は休診日において臨時に診療することができる。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（診療等）</p> <p>第 6 条 診療所は、次に掲げる診療等を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(5) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>（診療科目等）</u></p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>2 病床数は、一般病床 13 床とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（休診日）</p> <p>第 4 条 <u>外来患者に係る</u>診療所の休診日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休診日以外の日において臨時に休診し、又は休診日において臨時に診療することができる。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（診療等）</p> <p>第 6 条 診療所は、次に掲げる診療等を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>(5) 入院並びにその療養に伴う世話その他の看護及び食事療養</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(6) 〔略〕</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市国民健康保険川井診療所の一般病床を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年宮古市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>

の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宮古市条例第17号。第94条において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第11項に規定するサービス担当者会議をいう。第36条第3項、第60条の6、第60条の28第1項及び第60条の29第2項において同じ。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) [略]

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) [略]

(11) [略]

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宮古市条例第17号。第94条において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9項に規定するサービス担当者会議をいう。第36条第3項、第60条の6、第60条の28第1項及び第60条の29第2項において同じ。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を

(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 [略]

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) [略]

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 [略]

2・3 [略]

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) [略]

(11) [略]

5～7 [略]

(管理者)

掲示しなければならない。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第43条 [略]

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) [略]

(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 [略]

2・3 [略]

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) [略]

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) [略]

5～7 [略]

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第84条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(記録の整備)

第59条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第84条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(記録の整備)

第59条 [略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(記録の整備)

第60条の19 [略]

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(記録の整備)

第60条の19 [略]

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) [略]

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(記録の整備)

第60条の37 [略]

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) [略]

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(記録の整備)

第60条の37 [略]

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する

る提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) [略]

(8) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保健法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項に

提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) [略]

(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

において「指定居宅サービス事業等」という。)について  
3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、  
共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らそ  
の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな  
い。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通  
所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型  
指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事  
し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することがで  
きるほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業  
所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務  
に従事することができる。

2 [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲  
げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、  
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護  
するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等  
を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、  
その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な  
い理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併  
設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定  
認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管  
理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この  
条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及び  
その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、  
当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等  
を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなけれ  
ばならない。

2～5 [略]

(記録の整備)

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、  
共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らそ  
の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな  
い。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通  
所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型  
指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事  
し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に  
従事することができるほか、当該共用型指定認知症対  
応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷  
地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること  
ができる。

2 [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲  
げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併  
設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定  
認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管  
理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この  
条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、  
希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練  
等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ  
スの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作  
成しなければならない。

2～5 [略]

(記録の整備)

第80条 [略]

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) [略]

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数等)

第83条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護	介護職員
---	---	------

第80条 [略]

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) [略]

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数等)

第83条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介	介護職員
---	---	------

	医療院	
[略]	[略]	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用

	<u>護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	
[略]	[略]	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) [略]

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) [略]

(9) [略]

(居住機能を担う併施設等への入居)

第107条 [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(居住機能を担う併施設等への入居)

第107条 [略]

(記録の整備)

第108条 [略]

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

- (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 〔略〕  
(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕  
(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 〔略〕

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に

- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 〔略〕  
(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕  
(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 〔略〕

掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 〔略〕

8 〔略〕

（記録の整備）

第128条 〔略〕

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する

2 〔略〕

3 〔略〕

（記録の整備）

第128条 〔略〕

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 〔略〕
  - (2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 〔略〕
- (準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 〔略〕
  - (2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 〔略〕
- (準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知

は「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) [略]

8～10 [略]

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質

症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) [略]

8～10 [略]

の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 [略]

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければ

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 [略]

ならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 [略]

(記録の整備)

第149条 [略]

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」

2 [略]

(記録の整備)

第149条 [略]

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の1

と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の15第1項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第152条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～17 〔略〕

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること

1中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の15第1項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第152条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～17 〔略〕

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

で足りるものとする。

(7)～(9) [略]

2 [略]

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第176条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げ

(7)～(9) [略]

2 [略]

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第176条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病

る要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 〔略〕  
(記録の整備)

第177条 〔略〕

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日

院を定めておかなければならない。

2 〔略〕  
(記録の整備)

第177条 〔略〕

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日

から2年間保存しなければならない。

- (1) 〔略〕
  - (2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 〔略〕
- (準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の15第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とあ

から2年間保存しなければならない。

- (1) 〔略〕
  - (2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 〔略〕
- (準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の15第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

るのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 〔略〕

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の15第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190

(勤務体制の確保等)

第188条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔略〕

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の15第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第17

条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

8～14 〔略〕

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針

6条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 〔略〕

8～14 〔略〕

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針

は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 〔略〕

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(記録の整備)

第202条 〔略〕

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 〔略〕

は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(記録の整備)

第202条 〔略〕

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 〔略〕

(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の11、第60条の13並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条、第98条第2項及び第3項、第101条及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあ

(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) [略]

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の11、第60条の13並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条、第98条第2項及び第3項、第101条及び第103条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第

るのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。	83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年宮古市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理者)	(管理者)
第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2 [略]	2 [略]
(利用定員等)	(利用定員等)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営</u>	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは <u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた</u>

(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができる。

2 [略]

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から

同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。

2 [略]

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から

2年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 〔略〕

(13) 〔略〕

(14) 〔略〕

(15) 〔略〕

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（従業者の員数等）

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設

2年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 〔略〕

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(13) 〔略〕

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（従業者の員数等）

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設

等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対応 型共同生活介護 事業所、指定地 域密着型特定施 設、指定地域密 着型介護老人福 祉施設、指定介 護老人福祉施 設、介護老人保 健施設又は介護 医療院	介護職員
[略]	[略]	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対応 型共同生活介護 事業所、指定地 域密着型特定施 設、指定地域密 着型介護老人福 祉施設、指定介 護老人福祉施 設、介護老人保 健施設、 <u>指定介 護療養型医療施 設(医療法(昭和 23年法律第2 05号)第7条 第2項第4号に 規定する療養病 床を有する診療 所であるものに 限る。)</u> 又は介護 医療院	介護職員
[略]	[略]	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型

サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)別表の10の項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この項において「指定居宅サービス等基準省令」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。))又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準省令第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。))若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))に従事することができるものとする。

2・3 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))を行ってはならない。

2 [略]

2・3 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 [略]

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第65条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 [略]

(記録の整備)

第65条 [略]

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [略]

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 [略]

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

## 第84条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規

者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 [略]

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

## 第84条 [略]

定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 〔略〕

8 〔略〕

（記録の整備）

第86条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

（準用）

2 〔略〕

3 〔略〕

（記録の整備）

第86条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

（準用）

<p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第27条、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項、第34条第1項及び第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条及び第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第27条、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項、第34条第1項及び第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条及び第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の員数）</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業者の指定に係る事業所ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下第29条第3項を除き「職員」という。）を置かなければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の</u></p>	<p>（職員の員数）</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業者の指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下第29条第3項を除き「職員」という。）を置かなければならない。</p>

指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに、常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項の管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）を紹介するよ

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）を紹介するよう求めることができるこ

う求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 [略]

(利用料等の受領)

第12条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) [略]

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定(第35条第33項の規定を除く。)を遵守するよう措置を講じさせなければならないこと。

(揭示)

と等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 [略]

(利用料等の受領)

第12条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) [略]

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置を講じさせなければならないこと。

(揭示)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第33条 〔略〕

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(5) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 〔略〕

イ 第35条第9項に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第35条第11項に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第35条第17項の規定による評価の結果の記録

オ 第35条第18項に規定するモニタリングの結果の記録

(6) 第35条第4項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第35条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第33条 〔略〕

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 〔略〕

イ 第35条第7項に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第35条第9項に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第35条第15項の規定による評価の結果の記録

オ 第35条第16項に規定するモニタリングの結果の記録

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第35条 〔略〕

2 〔略〕

4 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

9 〔略〕

10 〔略〕

11 〔略〕

12 〔略〕

13 〔略〕

14 〔略〕

15 〔略〕

16 〔略〕

17 〔略〕

18 〔略〕

19 職員は、第16項の介護予防サービス計画の実施状況の把握(以下この項において「モニタリング」という。)に当たっては、次に掲げるところにより利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。ただし、特段の事情がある場合については、この限りでない。

(1) 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

(2) 前号の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

9 〔略〕

10 〔略〕

11 〔略〕

12 〔略〕

13 〔略〕

14 〔略〕

15 〔略〕

16 〔略〕

17 職員は、第14項に規定する介護予防サービス計画の実施状況の把握(以下この項において「モニタリング」という。)に当たっては、次に掲げるところにより利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。ただし、特段の事情がある場合については、この限りでない。

(1) 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

(イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(ウ) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(3) サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(4) 利用者の居宅を訪問しない月（第2号ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を行うこと。

(5) 〔略〕

20 〔略〕

21 〔略〕

22 〔略〕

23 職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。次項において同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。次項において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次項及び第25項において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

24 〔略〕

25 〔略〕

26 〔略〕

27 〔略〕

28 〔略〕

29 〔略〕

30 〔略〕

(2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を行うこと。

(3) 〔略〕

18 〔略〕

19 〔略〕

20 〔略〕

21 職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。次項において同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。次項において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次項及び第23項において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

22 〔略〕

23 〔略〕

24 〔略〕

25 〔略〕

26 〔略〕

27 〔略〕

28 〔略〕

3 1 〔略〕

3 2 第5項から第15項までの規定は、第16項に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

3 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。)及び第35条第29項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 〔略〕

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第39条 第24条第1号及び第31条第1号(これらの規定を第37条において準用する場合を含む。)に規定する委員会並びに第35条第11項(第37条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、同項に規定するサービス担当者会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

2 9 〔略〕

3 0 第3項から第13項までの規定は、第14項に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。)及び第35条第27項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 〔略〕

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第39条 第24条第1号及び第31条第1号(これらの規定を第37条において準用する場合を含む。)に規定する委員会並びに第35条第9項(第37条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、同項に規定するサービス担当者会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宮古市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32項において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がな</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所</p>

い場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 〔略〕

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 〔略〕

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」とい

の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 〔略〕

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 〔略〕

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」とい

う。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) [略]

9 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 [略]

2 [略]

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

う。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) [略]

5 [略]

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) [略]

8 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

1 5 〔略〕

1 6 第5項から第14項までの規定は、前項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

1 7 〔略〕

1 8 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

(2) 前号の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

(イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(3) 〔略〕

1 9 〔略〕

2 0 〔略〕

2 1 〔略〕

2 2 〔略〕

2 3 〔略〕

2 4 〔略〕

2 5 〔略〕

2 6 〔略〕

2 7 〔略〕

2 8 〔略〕

2 9 〔略〕

1 3 〔略〕

1 4 第3項から第12項までの規定は、前項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

1 5 〔略〕

1 6 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(2) 〔略〕

1 7 〔略〕

1 8 〔略〕

1 9 〔略〕

2 0 〔略〕

2 1 〔略〕

2 2 〔略〕

2 3 〔略〕

2 4 〔略〕

2 5 〔略〕

2 6 〔略〕

2 7 〔略〕

30 〔略〕

31 〔略〕

32 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

33 〔略〕

(掲示)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第35条 〔略〕

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第16条第15項に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 〔略〕

(3) 第16条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事

28 〔略〕

29 〔略〕

30 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

31 〔略〕

(掲示)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第35条 〔略〕

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13項に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事

業を行う者及び基準該当居宅支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業所等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第30項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 〔略〕

（会議等におけるテレビ電話装置等の活用）

第38条 第16条第11項（第36条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定するサービス担当者会議並びに第26条第1号及び第33条第1号（これらの規定を第36条において準用する場合を含む。）に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、同項に規定するサービス担当者会議に利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用についての当該利用者等の同意を得なければならない。

業を行う者及び基準該当居宅支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業所等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 〔略〕

（会議等におけるテレビ電話装置等の活用）

第38条 第16条第9項（第36条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定するサービス担当者会議並びに第26条第1号及び第33条第1号（これらの規定を第36条において準用する場合を含む。）に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、第16条第9項に規定するサービス担当者会議に利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用についての当該利用者等の同意を得なければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### （重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の38、第60条の40、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中

「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第27条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第198条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直しに伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等及び指定居宅介護支援等の基準を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年宮古市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法</u></p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法</u></p>

第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 食事の提供(次のアからウまでに掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 〔略〕

(4)・(5) 〔略〕

5・6 〔略〕

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設

(1)・(2) 〔略〕

(3) 食事の提供(次のアからウまでに掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 〔略〕

(4)・(5) 〔略〕

5・6 〔略〕

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設

の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定めるもの

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 〔略〕

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 〔略〕

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定めるもの

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 〔略〕

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 〔略〕

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項及び第3項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第1

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項及び第3項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第1

9条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

#### 第37条 〔略〕

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該

9条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の合計」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

#### 第37条 〔略〕

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども

事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

### 第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の合計が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

### 3・4 〔略〕

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

も（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

### 第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の合計が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

### 3・4 〔略〕

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の合計が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の合計が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教

(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の合計が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに

育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の合計が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定

限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 3 1 号

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年宮古市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育の内容) 第 2 5 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第 2 5 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 3 2 号

宮古市漁港管理条例及び宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 宮古市漁港管理条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 2 6 条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 2 6 条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 6 年宮古市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次に掲げる行為及びこれらに類する行為については、第 1 項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(21)～(34) [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次に掲げる行為及びこれらに類する行為については、第 1 項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(21)～(34) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第33号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

		改正後			改正前																										
1	別表（第2条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～11の2 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>12 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">13～67 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	金額	1～11の2 〔略〕			12 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	〔略〕		13～67 〔略〕			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～11の2 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>12 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">13～67 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	金額	1～11の2 〔略〕			12 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	〔略〕		13～67 〔略〕		
		事務	名称	金額																											
		1～11の2 〔略〕																													
		12 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	〔略〕																												
13～67 〔略〕																															
事務	名称	金額																													
1～11の2 〔略〕																															
12 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	〔略〕																														
13～67 〔略〕																															
備考 〔略〕			備考 〔略〕																												
2	別表（第2条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～56 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</td> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td>申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸</td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	金額	1～56 〔略〕			57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～56 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</td> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td>申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸</td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	金額	1～56 〔略〕			57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸						
		事務	名称	金額																											
		1～56 〔略〕																													
		57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸																											
事務	名称	金額																													
1～56 〔略〕																															
57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸																													
備考 〔略〕			備考 〔略〕																												

			<p>(当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。))第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。))第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p> <p>[略]</p>			<p>(当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。))第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。))第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p> <p>[略]</p>	
58～61 [略]			58～61 [略]				
62	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ	建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる特定建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算し	62	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ	建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる特定建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算し

<p>法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p>	<p>計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p> <p>(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から第67項までにおいて同じ。)が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの 31万5,000円</p> <p>(2) [略]</p>	<p>法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p>	<p>計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p> <p>(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から第67項までにおいて同じ。)が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの 31万5,000円</p> <p>(2) [略]</p>
<p>63 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>63 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>64 建築物のエネルギー消費性能</p>	<p>[略]</p>	<p>64 建築物のエネルギー消費性能</p>	<p>[略]</p>

<p>の向上等に関する法律施行規則  (平成28年国土交通省令第5号)  第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>
65～67 [略]	65～67 [略]
備考 [略]	備考 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 3 4 号

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年宮古市条例第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 35 号

宮古市水道事業給水条例及び宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 宮古市水道事業給水条例（平成 17 年宮古市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置工事（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。以下同じ。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 33 条 [略]</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置工事（法第 16 条の 2 第 3 項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。以下同じ。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 33 条 [略]</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年宮古市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮古市水道の布設工事監督者の配置

基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了した者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

水道行政に係る事務の所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

除雪トラックを更新するため

2 取得する財産

種別	数量	取得価格
除雪トラック	1台	38,500,000円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 宮古市津軽石第14地割90番地4

名称 株式会社イブキ産業宮古支店

支店長 箱石 勝志

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道の除雪の用に供する除雪トラックを買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 参考資料

### 除雪トラックの主な仕様

#### 1 性能

- (1) 除雪幅・フロントプラウ : 2.8 m以上
- (2) プラウ除雪作業速度 : 30 km/h
- (3) 運転室内騒音レベル : 85 dB (A) 以下

#### 2 主要諸元

- (1) 全長 : 12,000 mm以下
- (2) 全幅 : 3,200 mm以下
- (3) 全高 (黄色灯火上端まで) : 3,700 mm以下
- (4) 最低地上高 : 240 mm以下
- (5) 車両総重量 : 20,000 kg 以下
- (6) 最小旋回半径 (最外輪中心) : 10 m以下
- (7) 乗車定員 : 2人以上

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市横沢温泉静峰苑

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人かわい元気社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市横沢温泉静峰苑の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市小国総合交流促進施設

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人小国振興舎

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市小国総合交流促進施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第39号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市高浜児童館

2 指定管理者の名称

学校法人磯鷄学園

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市高浜児童館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市宮古学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市千徳学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市山口学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市鋤ヶ崎学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市磯鶏学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市崎山学童の家	特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市花輪学童の家	社会福祉法人慈愛会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市津軽石学童の家	社会福祉法人慈愛会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市田老学童の家	公益社団法人宮古市シルバー人材センター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
宮古市宮古養護学童の家	特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市学童の家の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第41号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

(1) 清寿荘

(2) 宮古市清寿荘デイサービスセンター

2 指定管理者の名称

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

清寿荘及び宮古市清寿荘デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第42号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市千徳デイサービスセンター

2 指定管理者の名称

株式会社JAライフサポート

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市千徳デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第43号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 1 施設の名称

- (1) 宮古市老人福祉センター
- (2) 宮古市身体障害者福祉センター

### 2 指定管理者の名称

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

宮古市老人福祉センター及び宮古市身体障害者福祉センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

#### 議案第44号

公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについて  
令和3年2月25日に議会の議決を経た公の施設の指定管理者の指定に関し、その一部  
を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6  
項の規定により、議会の議決を求める。

指定の期間中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

宮古市田代児童館の指定管理者の指定の期間を延長しようとするものである。これが、  
この議案を提出する理由である。

議案第45号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランド

2 指定管理者の名称

一般財団法人宮古市体育協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランドの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第46号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 1 施設の名称

- (1) 宮古市民総合体育館
- (2) 宮古市小山田テニスコート

### 2 指定管理者の名称

一般財団法人宮古市体育協会

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

宮古市民総合体育館及び宮古市小山田テニスコートの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第47号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
927	岸ノ前ラントノ 沢3号支線	宮古市八木沢第4地割99番1地先	
		宮古市八木沢一丁目103番20地先	
928	磯鶏二丁目線	宮古市磯鶏二丁目3番地先	
		宮古市磯鶏二丁目8番6地先	

令和6年2月13日提出

宮古市長 山本正徳

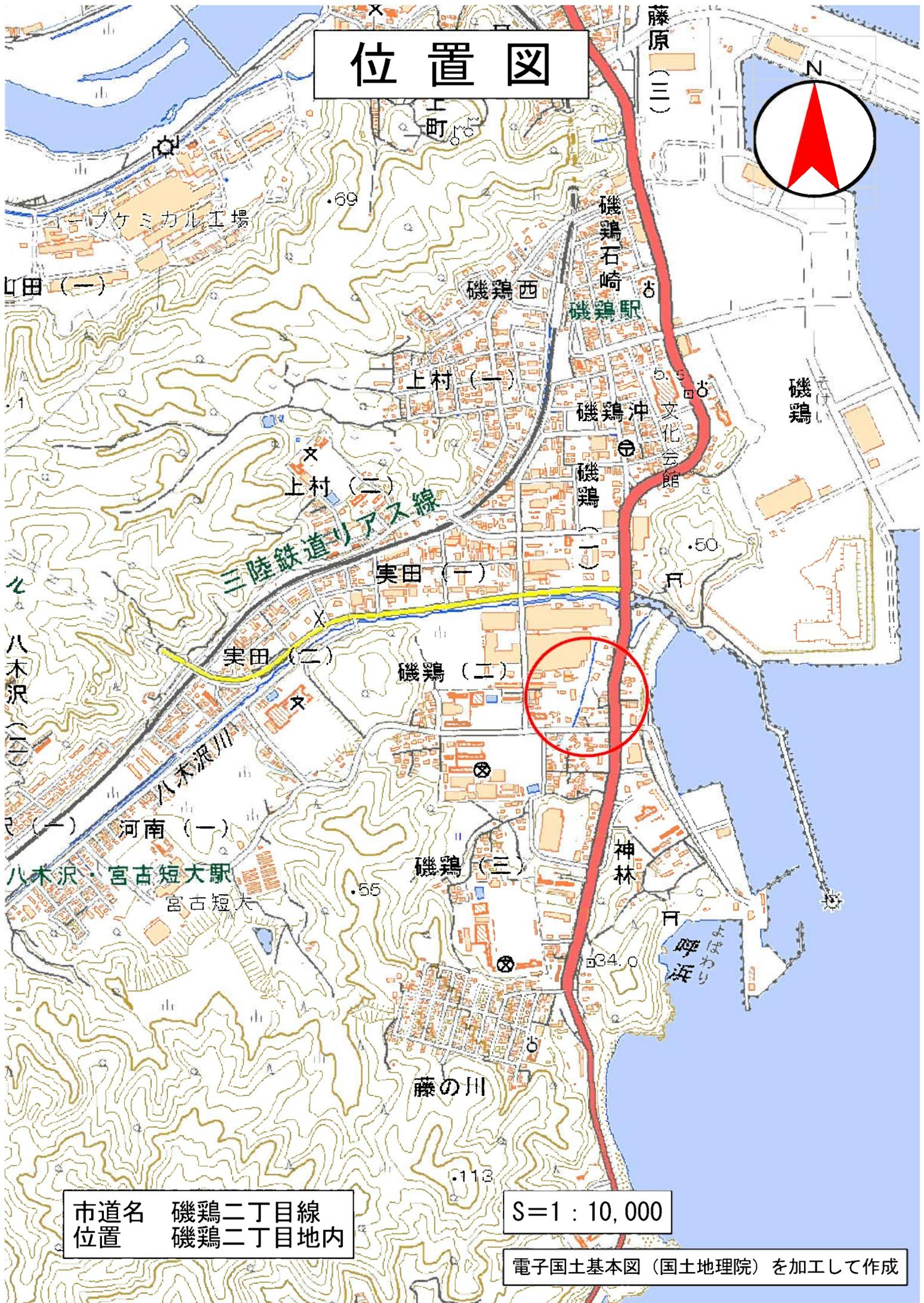
理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。





# 位置図



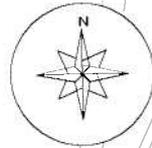
市道名 磯鶏二丁目線  
位置 磯鶏二丁目地内

S=1 : 10,000

電子国土基本図 (国土地理院) を加工して作成

# 認定図面

↑ 至 宮古市街地



プライウッド  
古工場

路線番号 : 928  
路線名 : 磯鷄二丁目線  
延長 : 121.3m  
幅員 : 4.0~5.0m  
起点 : 宮古市磯鷄二丁目3番地先  
終点 : 宮古市磯鷄二丁目8番6地先

○ 磯鷄バス停

国道 45 号

市道 磯鷄堤防線

宮古漁協磯鷄  
漁村センター

市道 岸ノ前仏沢線

↓ 至 山田町

S=1 : 1000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成